

米原市下水道事業経営戦略

令和8年4月

米原市

目次

第1章 経営戦略の概要	1
1 経営戦略改定の趣旨と位置付け	1
2 経営戦略の対象および投資・財政計画期間	2
第2章 下水道事業の現状と課題	3
1 公共下水道事業の現状と課題	3
2 農業集落排水事業の現状と課題	16
第3章 経営の基本方針	24
1 経営の基本理念	24
2 経営の基本方針	24
第4章 下水道事業の投資試算	26
1 投資の方針	26
2 公共下水道事業の投資試算	26
3 農業集落排水事業の投資試算	28
4 投資の目標	29
第5章 下水道事業の財源試算	30
1 下水道事業の財源構成	30
2 繰入金について	31
3 公共下水道事業の財源試算	35
4 農業集落排水事業の財源試算	38
5 財源試算の課題	41
6 財源試算の目標	44

第6章 経営健全化の取組.....	45
1 経営の健全化に向けた取組	45
2 使用料改定の検討.....	47
3 使用料改定後の財源試算.....	51
第7章 下水道事業の投資・財政計画	54
1 前回の投資・財政計画と決算との比較.....	54
2 投資・財政シミュレーションモデルの作成.....	56
3 全事業合算（公共下水道事業・農業集落排水事業合算）	60
4 公共下水道事業	64
5 農業集落排水事業.....	68
6 原価計算表	72
第8章 経営戦略の事後検証、更新	76
1 前回の経営戦略目標と実績の比較.....	76
2 新たな経営戦略目標の設定	77
3 経営戦略の推進の点検・進捗管理の方法	79
4 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	80
第9章 用語集.....	81

第1章 経営戦略の概要

1 経営戦略改定の趣旨と位置付け

(1) 経営戦略改定の趣旨

米原市下水道事業は、「経営基盤の強化」、「財政マネジメントの向上」を図ることを目的として、令和3年4月に計画的かつ合理的な経営の基本計画である「米原市下水道事業経営戦略」を策定、公表しました。

この経営戦略では、令和3年度から令和13年度までの11年間を計画期間とし、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離およびその原因を分析し、その結果を次期経営戦略に反映させるPDCAサイクルを機能させることにより、改定時により実効性のある戦略にしていくこととしていました。

経営戦略を策定してから5年を経過しようとしている中で、各目標の達成状況とその評価を実施し、その結果を踏まえることにより、引き続き米原市下水道事業の経営基盤の強化、財政マネジメントの充実に努めていく必要があります。

また、近年の下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴って下水道使用料収入が減少していく一方で、下水道管路や終末処理場などの下水道施設の老朽化対策や防災・減災対策等の需要が増加することに加え、物価高騰や人件費の上昇が重なることで費用が増加しており、事業経営がより一層厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中においても、本市下水道事業の将来の投資と財源を均衡させ、健全な経営を行っていくために必要な取組みや適正な下水道使用料のあり方を検討し、それを実施していくためには、中長期的な視点に立った計画の策定が求められます。

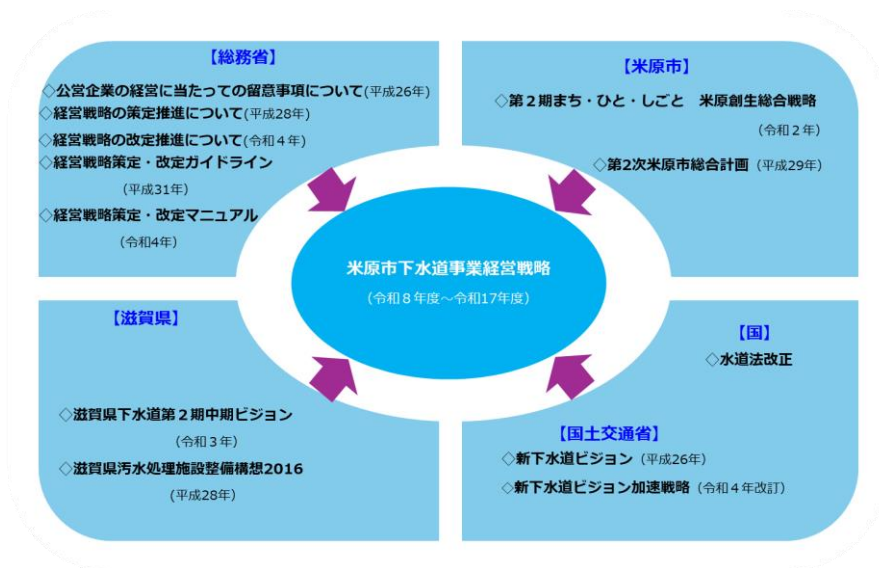
以上の観点から、本市の下水道事業が、今後も持続的かつ安定的に下水道事業サービスを市民に提供していくことを目指し、中長期的な経営の基本計画である「米原市下水道事業経営戦略」を改定するものです。

(2) 経営戦略の位置付け

人口の減少や施設および管渠の老朽化等、下水道事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。そうした中で、国は持続的・安定的な下水道事業を維持していくために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号総務省自治財政局関係課長通知)を公表し、各公営企業は、「経営戦略」を策定して経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを求めています。また、令和4年1月には、「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号総務省自治財政局関係課長通知)を発出し、国が定めた「経営戦略策定・改定ガイドライン」および「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づき、定期的な見直しを行うことにより、経営戦略の質を高めていくことを求めています。

本改定にあたっては、国が定めた「経営戦略策定・改定ガイドライン」や「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づくとともに、県の上位計画および本市の上位計画等との整合を図っています。なお、県の上位計画である滋賀県汚水処理施設整備構想は、令和7年度現在見直し中であり、令和8年度中に「滋賀県汚水処理施設整備構想2026」として改定される予定です。

図表1-1 米原市下水道経営戦略の位置付け



2 経営戦略の対象および投資・財政計画期間

本経営戦略の対象は、米原市の下水道事業とします。また、投資・財政計画期間は令和17年度を目標年度とし、令和8年度からの10年間とします。なお、計画期間中に経営状況や進捗状況等を公表するとともに、少なくとも5年に一度検証を行います。

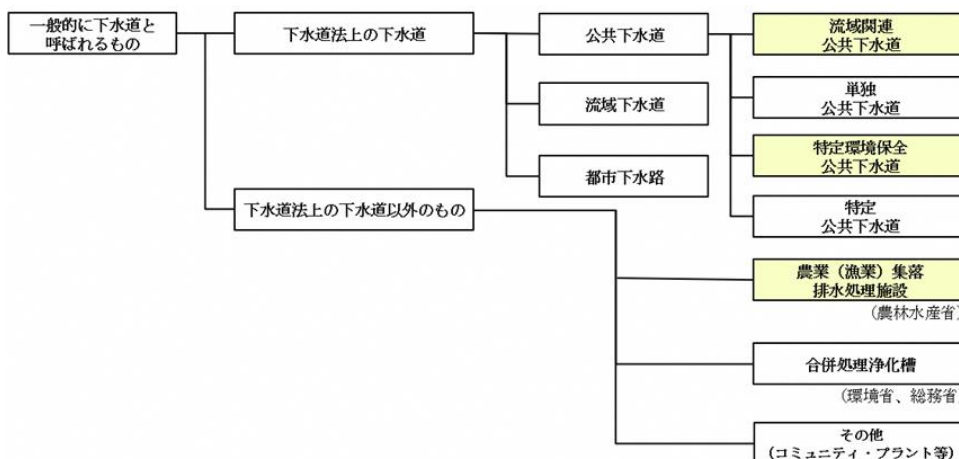
第2章 下水道事業の現状と課題

1 公共下水道事業の現状と課題

(1) 公共下水道事業の概要

公共下水道は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体が構築し、管理する下水道です。終末処理場があるものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」といいます。本市は「流域関連公共下水道」に該当し、滋賀県が管理する流域下水道へ接続し、汚水処理を行っています。また、本市では、主として市街地における下水を排除することを目的とした「公共下水道」と、市街化区域以外の区域において自然環境の保全等を目的とした「特定環境保全公共下水道」を合わせ、「公共下水道」として、事業を実施しています。

図表 2 - 1 下水道の種類



(2) 事業の沿革

本市の下水道整備は、まず、特定環境保全公共下水道事業を昭和 62 年度に事業着手し、平成 3 年度には、旧米原町(磯地先)、旧近江町(世継地先)にて供用開始しました。また、公共下水道事業は、平成 2 年度に事業着手し、平成 7 年度に供用開始しています。

市内で公共下水道に排出された汚水は、滋賀県が整備、管理する流域下水道に投入し、最終的には、彦根市松原地先の東北部浄化センターにて最終処理をしています。このような汚水処理方式の都合上、下流の旧米原町・旧近江町から順に上流の旧山東町・旧伊吹町に向けて下水道整備を進めていくことになりました。そして、平成 22 年度には、既存集落の面整備は、概ね完了しました。

一方、旧山東町、旧伊吹町の山間部で公共下水道の整備計画区域内に所在する一部の地域では、下流から順次整備されるまでは水洗化等による便益を受けられないことから、早期に下水道整備を要望される地域がありました。そのような地域では、それぞれの地域において処理場を設け、下水の処理を行う農業集落排水処理という方式を採用しました。米原市内で農業集落排水処理方式を採用した地区は計 11 地区ありますが、そのうち 7 地区は、元々、公共下水道を整備する計画になっていました。

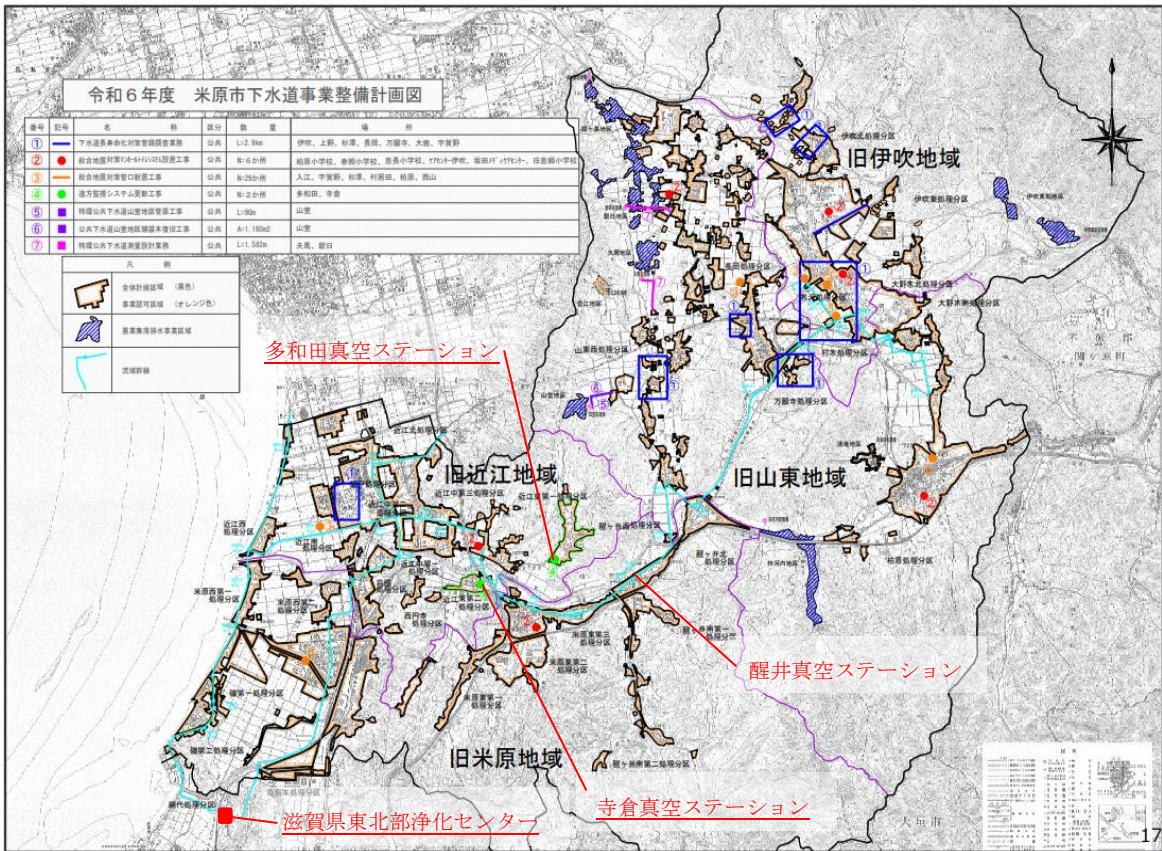
本市下水道事業では、この 7 地区について、順次、公共下水道に接続していく事業に取り組んでおり、令和 6 年度末時点で 3 地区までの接続を完了しました。令和 6 年度の下水道事業整備計画図は図表 2-3 のとおりです。

図表 2-2 公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業
供用開始年月日	平成 7 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 1 日
法適(全部・財務)・非適の区分※	法適(全部)	法適(全部)
処理区域面積	1,006ha	772ha
処理区域内人口(汚水処理人口)	17,834 人	15,967 人
処理区域内人口密度	17.7 人/ha	20.7 人/ha
水洗化人口	16,986 人	15,258 人

※法適：地方公営企業法の規定を適用する公営企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない公営企業。

図表 2-3 下水道事業整備計画図



(3) 施設の状況

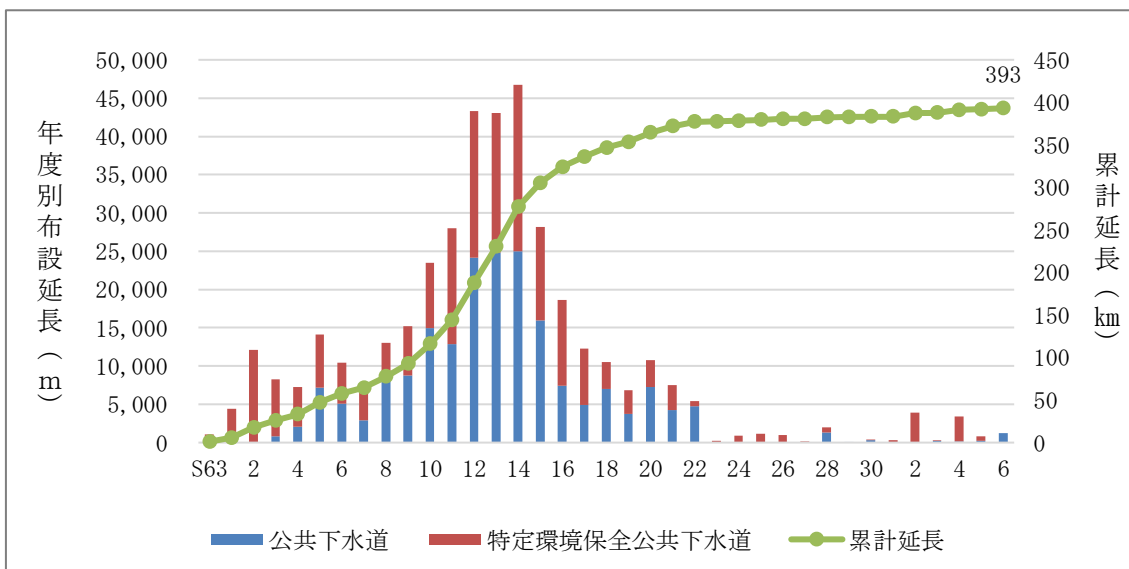
下水道管渠の布設は昭和 63 年度から開始しています。令和 6 年度末における公共下水道の管渠総延長は污水管と雨水管を合わせて 393 km となっています。

現時点で管渠の耐用年数である 50 年を経過しているものはありませんが、今後の老朽化に備え、計画的に更新を行っていく必要があります。

また、本市には、水中花として知られるバイカモ(梅花藻)が自制している醒井地区を始め、霊仙山系から湧出した豊富な地下水が、風光明媚な水辺環境を形成しています。これらの地域では、古くからの建造物が多く、污水管を深く埋設すると清流な水路の汚濁が懸念され、周辺環境に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、掘削深を低減させるために真空式下水道を採用しています。本市では、この真空式下水道に必要な真空式ポンプ場を 3 施設有しています。

その他、公共下水道事業の下水道施設として、マンホールポンプ場が 68 か所あります。なお、終末処理場に関しては、彦根市松原地先に所在する滋賀県管理の東北部浄化センターにおいて広域的な汚水処理を行っているため、自己所有はしていません。


図表 2 - 4 管渠の布設年度別延長(公共下水道事業)



図表 2-5 主な真空式下水道ポンプ場の概要

真空式下水道ポンプ場(醒井地区)

施設概要

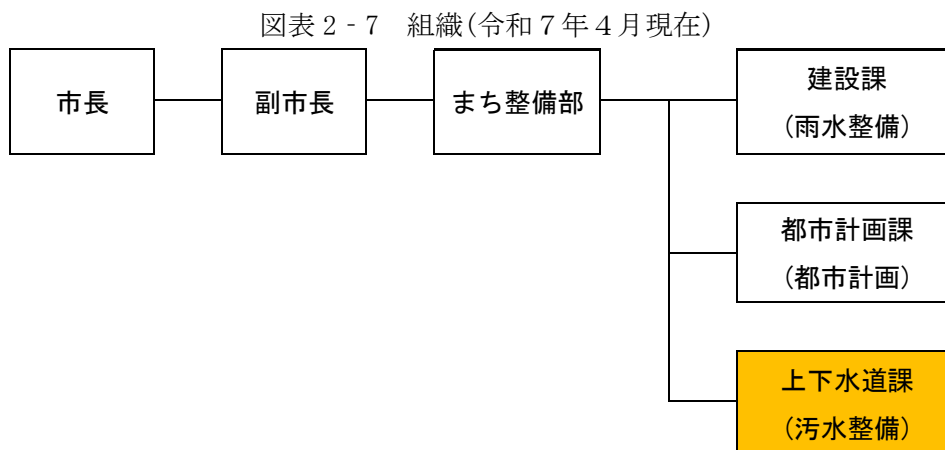


施設名称	醒井真空ステーション
対象自治会	醒井、一色、枝折、下丹生、上丹生、河南、樋口の一部
設置年	2002年
全体計画処理水量(時間最大)	868m ³ /日
主な設備	真空ポンプ、揚水ポンプ、圧送ポンプほか

(5) 組織、職員の状況

① 組織の状況

本市下水道事業の組織体制は下表のとおりです。上下水道課で公共下水道事業および農業集落排水事業を一体として管理・運営しています。



図表 2 - 8 主な業務内容

部名	課名	主な業務内容
まち整備部	上下水道課	上水道施設の建設および管理 下水道施設の建設および管理

② 職員の状況

令和 2 年度から令和 6 年度までの期間における本市の下水道事業に従事する職員数は、7～8 人程度で推移しています。

本市下水道事業の職員は、公営企業が直接雇用しているものではなく、米原市一般会計部局に所属する職員も含めた定期人事異動により配置しています。引き続き、下水道事業の事業規模等に応じた適正配置に努めていきます。

図表 2 - 9 職員数の年度別推移

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
技術職員数	2	3	3	3	3
事務職員数	5	5	5	5	5
合計	7	8	8	8	8

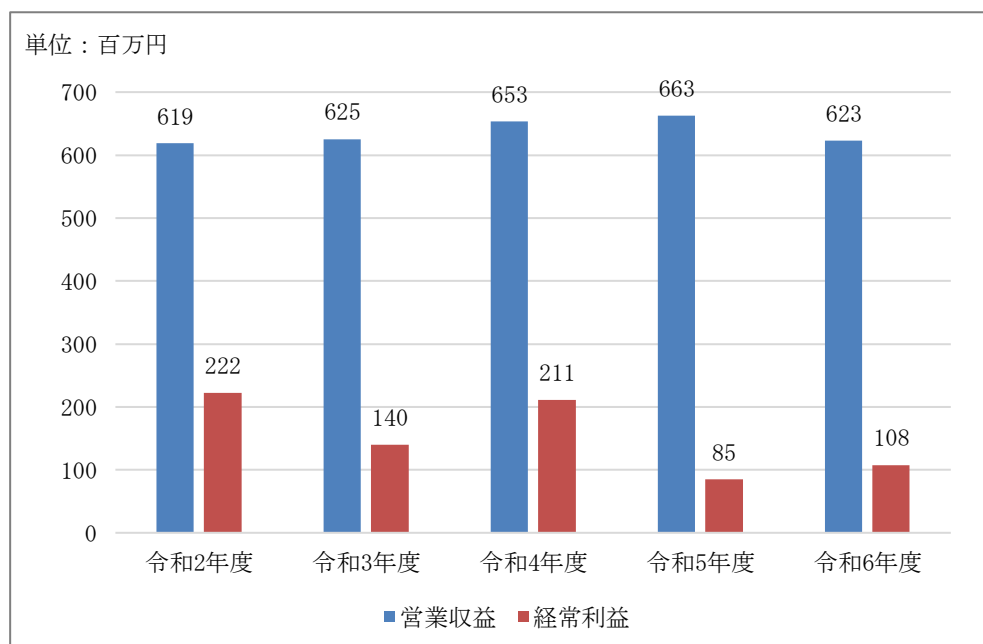
※管理者および再任用職員を除く。

(6) 収益性に関する分析

① 営業収益および収益的収支の推移

令和2年度から令和6年度までの期間における公共下水道事業の営業収益は、令和4年度に5%増とする下水道使用料改定を実施したことに加えて、新型コロナウイルス感染症により一時的に有収水量が増加したことにより、増加しましたが、令和6年度には減少に転じています。

図表 2 - 10 営業収益および経常利益の推移(公共下水道事業)

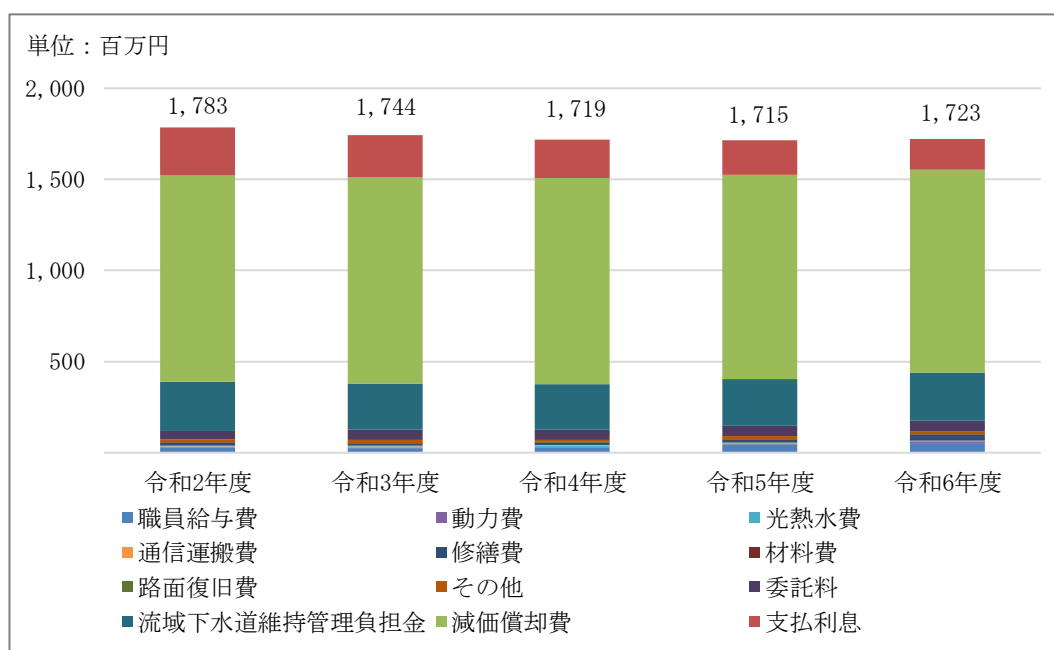


② 汚水処理原価の内訳と推移

令和2年度から令和6年度までの期間における公共下水道事業の汚水処理原価は、資本費である減価償却費と支払利息が全体の8割程度を占めています。また、残りの維持管理費の大部分は、流域下水道維持管理負担金と委託料で構成されています。

資本費は過去の投資による減価償却費や企業債発行による支払利息に依存していることから、直ちにこれらの費用を削減していくことは困難です。維持管理費についても、流域下水道維持管理負担金は、流域下水道を管理する滋賀県が提示する単価に基づくものです。したがって、公共下水道事業については、今後も経営健全化の取組みを継続して検討していくとともに、中長期的には計画的で合理的な投資を実施していくことで関連する資本費の低減を図っていきませんが、短期的に大きな経費削減を図っていくことは難しい状況となっています。

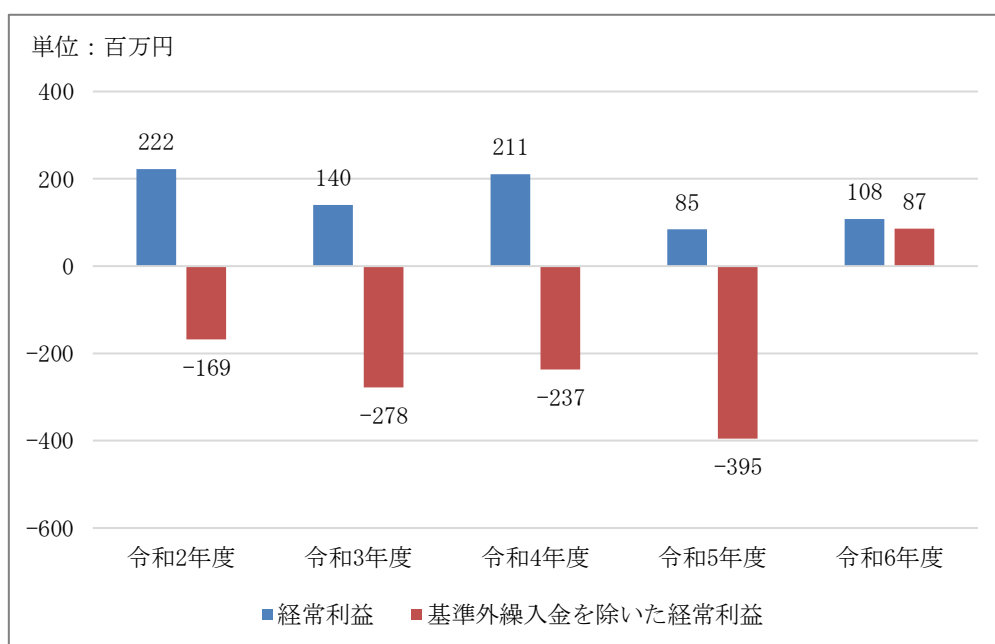
図表 2 - 11 汚水処理費の内訳と推移(公共下水道事業)



③ 基準外繰入金の影響

令和6年度に資本費平準化債の発行可能額が拡充される制度改正があったことにより、令和6年度から基準外繰入金(総務省の繰出基準に基づかない繰入金)は大幅に減少しています。なお、一般会計繰入金のうち、基準内繰入金と基準外繰入金の区別については、第4章2「繰入金について」に説明を記載しています。

図表 2 - 12 基準外繰入金の影響(公共下水道事業)

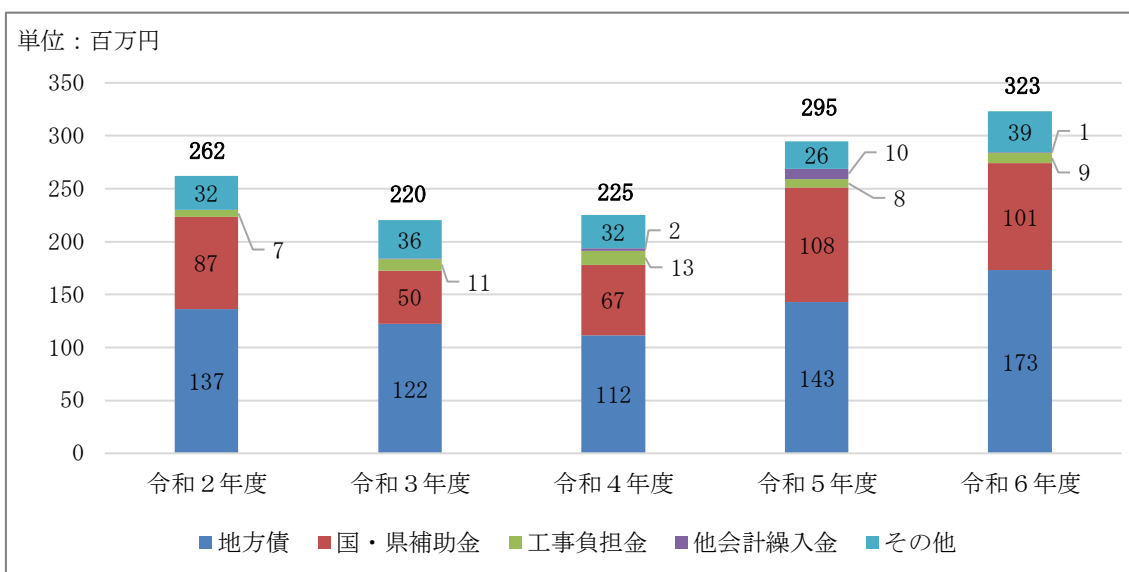


(7) 投資に関する分析

下水道施設および管渠の更新工事等の実施により、建設改良費は概ね年2～3億円で推移しています。

本格的な更新事業を開始するまでには至っていませんが、近年では、農業集落排水施設の公共下水道接続に係る事業のほか、総合地震対策事業、雨水整備事業が事業費の中心を占めています。

図表 2 - 13 建設改良費と財源内訳(公共下水道事業)



(8) 類似団体との比較

令和5年度末時点の経営指標の数値に基づき、類似団体との比較を実施しました。なお、比較対象とする類似団体は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分から、流域下水道への接続状況など、本市と経営状況がより近いと考えられる団体を抽出しました。

① 公共下水道事業の比較分析結果

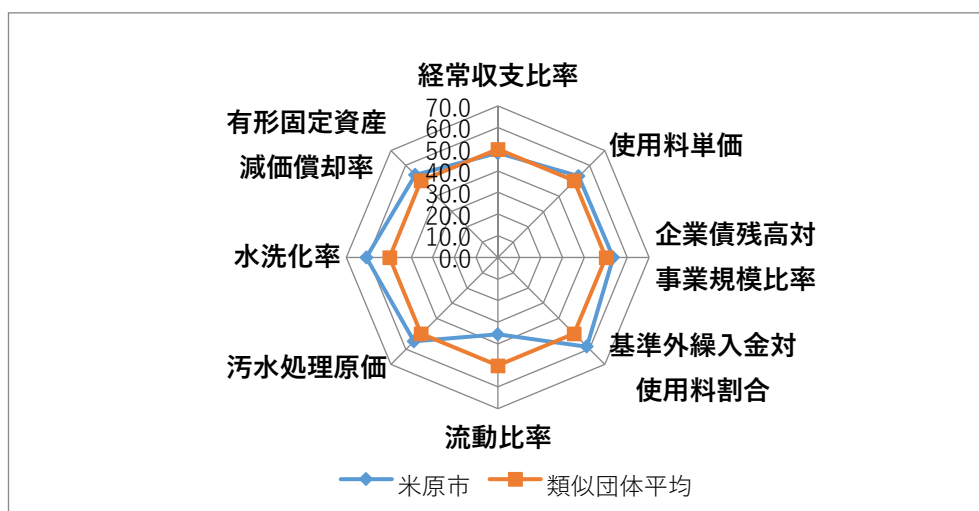
類似団体との比較では、概ね類似団体平均よりも良好な水準となっていますが、経常収支比率と流動比率は低くなっています。特に、1年以内の短期的な債務に対する支払能力を示す流動比率の低さは、資金繰りに課題があることを示しています。

図表2-14 経営指標の類似団体比較(実績値)

経営指標		本市	類似団体平均	数値の見方
経営の効率性	経常収支比率	106%	108%	▲
	使用料単価	156 円/m ³	166 円/m ³	▼
自己財源以外への依存度	企業債残高対事業規模比率	585%	879%	▼
	基準外繰入金対使用料割合	178%	217%	▼
経営の健全性	流動比率	20%	56%	▲
	汚水処理原価	159 円/m ³	177 円/m ³	▼
施設の効率性	水洗化率	95%	86%	▲
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	16%	22%	▼

(▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好)

図表2-15 類似団体との指標比較(公共下水道事業)



② 特定環境保全公共下水道事業の比較分析結果

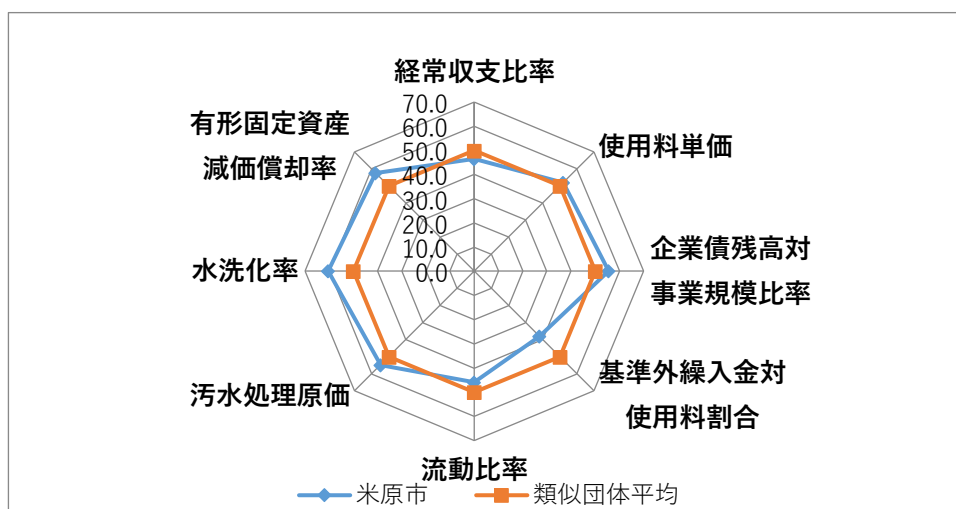
類似団体との比較では、公共下水道事業と同様に概ね良好な水準となっていますが、経常収支比率、基準外繰入金対使用料割合、流動比率は低くなっています。特に、市街化区域以外の区域で下水道を整備する特定環境保全公共下水道事業では、市街化区域で整備する公共下水道事業に比べて、同じ延長の管路に対する利用者数(使用料収入)は少ないことから繰入金への依存傾向が比較的高く、基準外繰入金対使用料割合が高くなるのが特徴的です。

図表 2 - 16 経営指標の類似団体比較(実績値)

経営指標		本市	類似団体平均	数値の見方
経営の効率性	経常収支比率	103%	108%	▲
	使用料単価	156 円/m ³	160 円/m ³	▼
自己財源以外への依存度	企業債残高対事業規模比率	738%	1,105%	▼
	基準外繰入金対使用料割合	183%	146%	▼
経営の健全性	流動比率	22%	194%	▲
	汚水処理原価	159 円/m ³	170 円/m ³	▼
施設の効率性	水洗化率	95%	87%	▲
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	18%	29%	▼

(▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好)

図表 2 - 17 類似団体との指標比較(特定環境保全公共下水道事業)



(9) 公共下水道事業の課題

繰入金に関する比率は、類似団体と比較して良好な水準にあるものの、企業債償還資金不足分を補てんするために、基準外繰入金を必要としている状況です。なお、基準外繰入金については、資本費平準化債の活用により、令和6年度以降は削減される見込みです。

流動比率の低さは、日常的な資金繰りや災害時の備えがない状況を示しています。突発的な災害等に備えて一定の資金確保が計画的にできるように検討しておく必要があります。

2 農業集落排水事業の現状と課題

(1) 農業集落排水事業の概要

農業集落排水は、農林水産省の所管の事業で、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するために地方公共団体が管理する施設です。複数の集落の汚水等を集合処理するために、終末処理場として農業集落排水処理場(浄化槽)を設け、処理場で汚水を浄化し、河川等に放流します。

(2) 事業の沿革

旧山東町、旧伊吹町の特に山間部地域では、施工延長の長さから公共下水道整備が非経済的な地域や、公共下水道が下流から順次整備されるまで水洗化等の下水道整備による便益を受けられないことから早期に下水道整備を要望される地域がありました。そのような地域では、農業集落排水処理方式を採用し、施設整備を進めてきました。

米原市内で農業集落排水処理方式を採用した地区は計 11 地区で、そのうち 7 地区は、元々、公共下水道を整備する計画になっていた地区です。平成 22 年度に既存集落の公共下水道面整備が完了し、いつでも公共下水道に接続できるようになったことから、当初の施設建設時に借入していた企業債の償還が完了する 30 年を目途に公共下水道に接続する事業に取り組んでいます。この事業は、公共下水道による汚水の広域処理に切替することで、農業集落排水処理場を残し続けた場合に必要になる維持管理費や施設更新費を抑制し、経営の効率化を図っていくことができます。

令和 7 年 3 月 31 日現在では、菅江地区、清滝地区の公共下水道接続が完了し、山室地区は、令和 7 年 4 月 1 日から公共下水道に接続しています。残りの農業集落排水処理施設は、伊吹東部地区農業集落排水処理場など計 8 施設で、このうち 4 施設が公共下水道に接続する計画です。

図表 2 - 18 農業集落排水事業

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

供用開始年月日	平成 2 年 1 月 1 日
法適(全部・財務)・非適の区分※	法適(全部)
処理区域面積	155ha
処理区域内人口(汚水処理人口)	2,939 人
処理区域内人口密度	19.0 人/ha
処理区数	9

※法適：地方公営企業法の規定を適用する企業、非適：地方公営企業法の規定を適用しない企業。

図表 2-19 農業集落排水処理場 既存施設の状況

処理場の名称	供給開始年度	公共下水道接続計画
菅江地区農業集落排水処理場	平成 2 年 1 月 1 日	令和 2 年度接続済み
清滝地区農業集落排水処理場	平成 5 年 1 月 1 日	令和 4 年度接続済み
山室地区農業集落排水処理場	平成 8 年 1 月 1 日	令和 7 年度接続
朝日地区農業集落排水処理場	平成 9 年 6 月 1 日	令和 9 年度接続予定
甲津原地区農業集落排水処理場	平成 9 年 7 月 1 日	無し
夫馬地区農業集落排水処理場	平成 9 年 8 月 1 日	令和 9 年度接続予定
姉川北部地区農業集落排水処理場	平成 9 年 11 月 1 日	無し
龍ヶ鼻地区農業集落排水処理場	平成 11 年 8 月 11 日	令和 11 年度接続予定
伊吹中部地区農業集落排水処理場	平成 13 年 3 月 31 日	令和 12 年度接続予定
梓河内地区農業集落排水処理場	平成 13 年 4 月 1 日	無し
伊吹東部地区農業集落排水処理場	平成 15 年 3 月 31 日	無し
管渠	昭和 63 年から順次布設	—

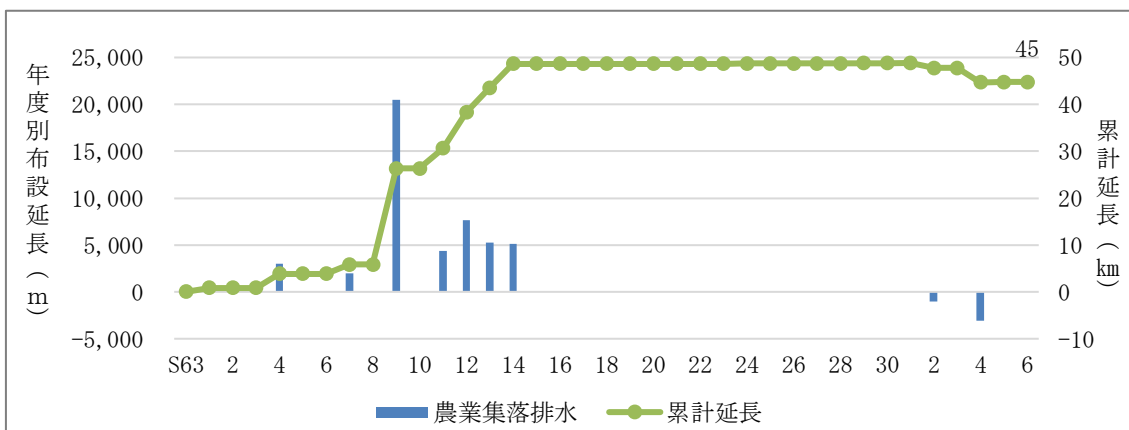
(3) 施設の状況

下水道管渠は平成元年度から布設しています。令和6年度末の農業集落排水事業の管渠総延長は45kmです。令和2年度(菅江地区)と令和4年度(清滝地区)で布設延長が減少しているのは、公共下水道へ接続したことによるものです。農業集落排水事業においても管渠の耐用年数である50年を経過しているものはありませんが、今後の老朽化に備え、計画的に更新を行っていく必要があります。

令和6年度末における終末処理場は9施設(うち、山室地区は令和7年4月1日に接続済み。)ありますが、このうち4施設については、今後公共下水道へ接続する計画をしています。

その他、農業集落排水事業の下水道施設として、マンホールポンプ場が17か所あります。

図表 2 - 20 管渠の布設年度別延長(農業集落排水事業)



図表 2 - 21 主な農業集落排水処理場の概要

農業集落排水処理施設(伊吹東部地区)



施設概要

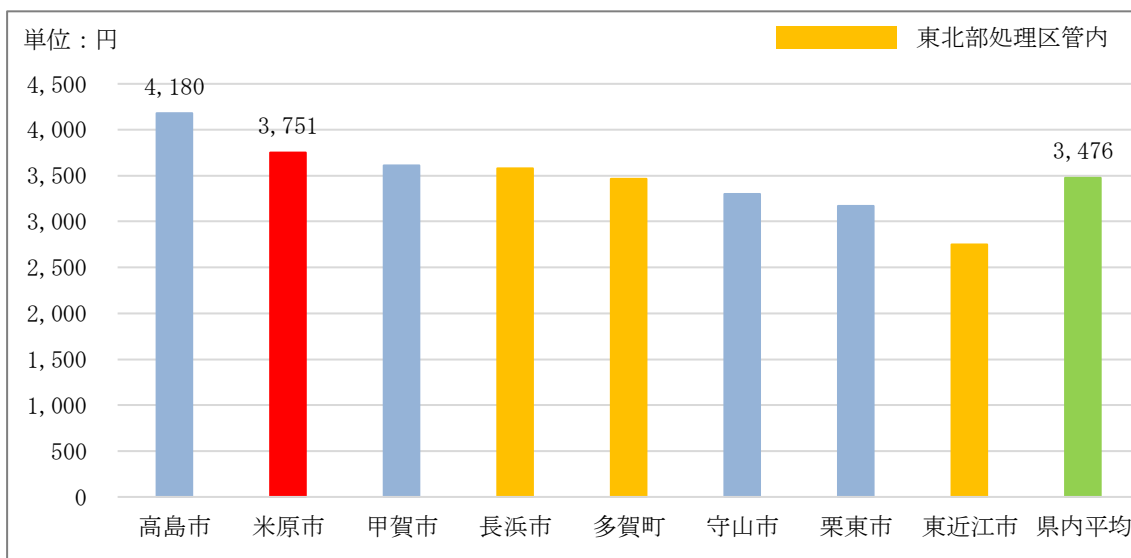
対象自治会	上平寺、藤川、寺林
水洗化人口	360人
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式
供用開始年月	平成15年3月
処理水量(日平均)	80 m ³ /日
処理水量(日最大)	102 m ³ /日

(4) 下水道使用料の状況

本市の農業集落排水処理施設使用料は、旧坂田郡4町合併後の平成18年4月に公共下水道の使用料体系に統一する改正を行いました。旧山東町の農業集落排水事業については、1か月当たり定額3,600円としていたところから従量料金制に移行することになったため負担緩和措置として、2段階の改定を行うことになり、平成22年8月に市内全ての使用料体系を統一しました。その後、公共下水道使用料と同様に、令和4年4月から5%増とする使用料改定を実施しています。

平均的な一般家庭の水量とされる1か月当たり25 m³使用した場合の農業集落排水施設使用料は3,751円で、県内他市町と比較した場合、上から2番目の水準となっています(令和7年9月末日時点)。

図表2-22 県内他市町との使用料比較(農業集落排水事業)



(5) 組織、職員の状況

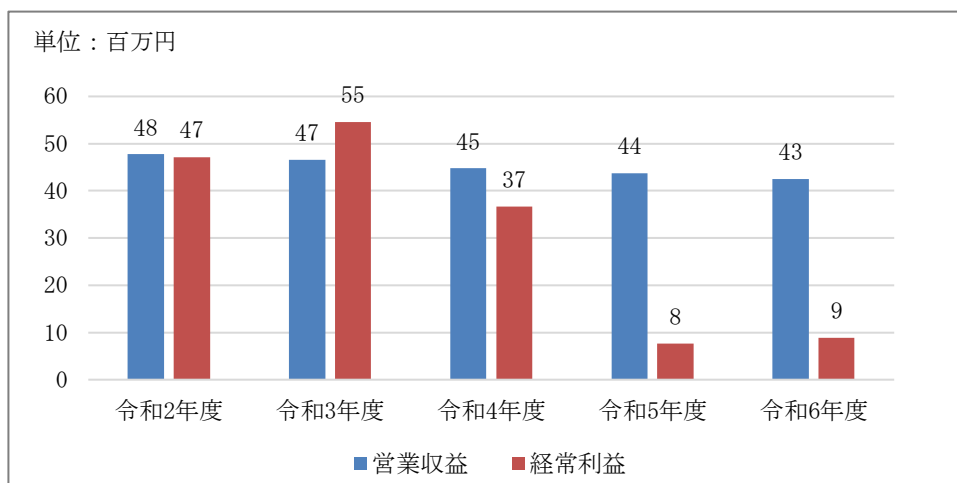
第2章1(5)「組織、職員の状況」に記載のとおり、本市では上下水道課で公共下水道事業および農業集落排水事業を一体として管理・運営しているため、ここでの記載は省略します。

(6) 収益性に関する分析

① 営業収益および収益的収支の推移

令和2年度から令和6年度までの期間における農業集落排水事業の営業収益は、減少傾向となっています。令和4年度に5%の使用料改定を行ったものの、人口減少や農業集落排水処理区域から公共下水道に接続したことにより、有収水量が減少し、下水道使用料が減収になったことが主な要因と考えられます。経常利益の増減は、一般会計繰入金によるものです。

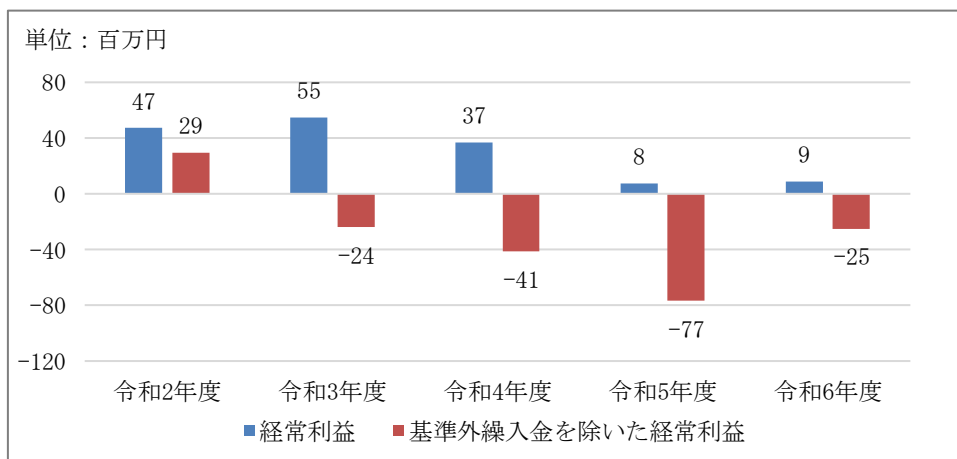
図表 2 - 23 営業収益および経常利益の推移(農業集落排水事業)



② 基準外繰入金の影響

農業集落排水事業では、それぞれの地区で終末処理場を設けているために割高な費用が発生しているながら、居住地域の違いにより使用者の負担に差が生じさせてはいけないとの本市の政策的な判断から、下水道使用料体系は公共下水道と統一しているため、農業集落排水事業の維持管理費に対して、使用料収入は恒常的に不足しています。この不足分は、一般会計からの基準外繰入金により賄っていますが、本市の政策上の事由から発生しているため、使用料対象経費に含めないものとして整理しています。

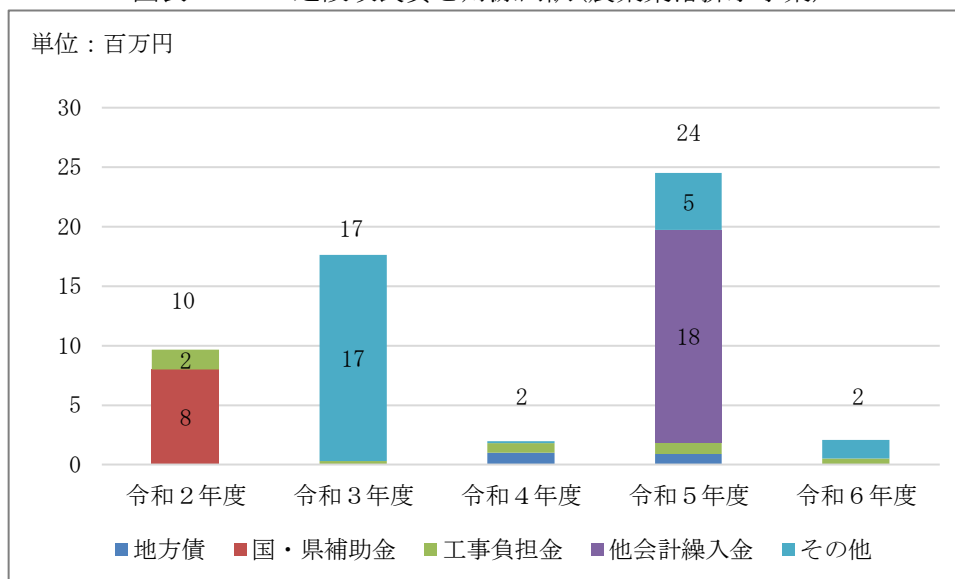
図表 2 - 24 基準外繰入金の影響(農業集落排水事業)



(7) 投資に関する分析

令和2年度から令和6年度までの期間における農業集落排水事業の建設改良費は、年度間で費用の多寡にばらつきがあります。これは、農業集落排水処理施設の機能診断調査や公共下水道に接続した農業集落排水処理場を地元で活用していただくために必要な改築を行ったためです。

図表 2 - 25 建設改良費と財源内訳(農業集落排水事業)



(8) 類似団体との比較

令和5年度末時点の経営指標の数値に基づき、類似団体との比較を実施しました。なお、比較対象とする類似団体は、総務省「経営比較分析表」における類似団体区分から、流域下水道への接続状況など、本市と経営状況がより近いと考えられる団体を抽出しました。

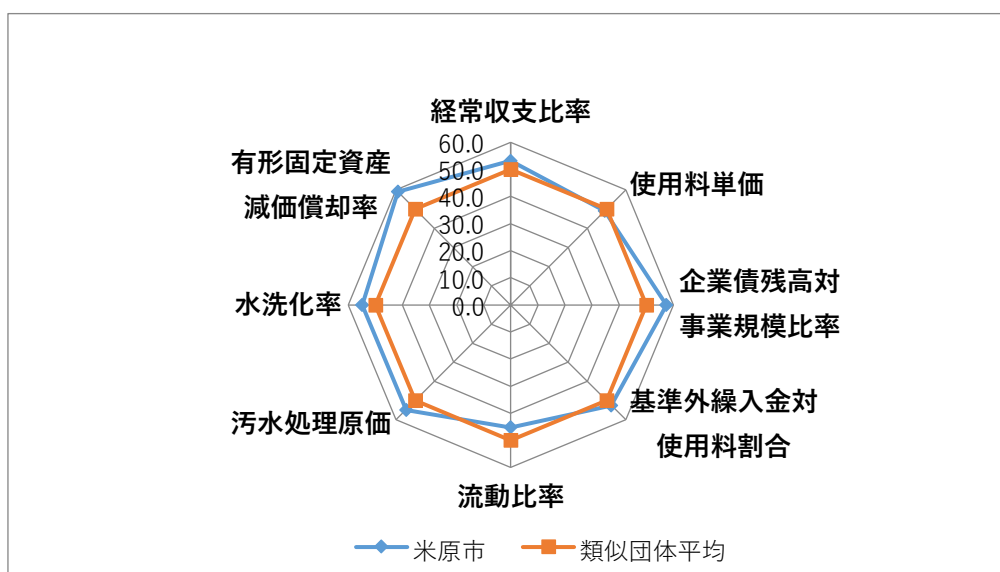
類似団体との比較では、概ね類似団体平均を上回る良好な水準となっていますが、流動比率、使用料単価は低い水準になっています。さらに、汚水処理原価が使用料単価を大きく上回っており、基準外繰入金に依存した経営となっています。

図表 2 - 26 経営指標の類似団体比較(実績値)

経営指標		本市	類似団体平均	数値の見方
経営の効率性	経常収支比率	104%	102%	▲
	使用料単価	150 円/m ³	147 円/m ³	▼
自己財源以外への依存度	企業債残高対事業規模比率	40%	1,403%	▼
	基準外繰入金対使用料割合	336%	424%	▼
経営の健全性	流動比率	46%	109%	▲
	汚水処理原価	203 円/m ³	296 円/m ³	▼
施設の効率性	水洗化率	96%	92%	▲
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率	22%	36%	▼

(▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好)

図表 2 - 27 類似団体との指標比較(農業集落排水事業)



(9) 農業集落排水事業の課題

公共下水道事業と同様に流動比率が低い水準にあり、日常的な資金繰りや災害時の備えがない状況になっています。一定の資金残高を計画的に確保していく必要があります。

また、汚水処理原価は類似団体平均に比べて低い水準ではありますが、本市の農業集落排水事業は、それぞれの処理区で終末処理場を設けているために公共下水道事業に比べて汚水処理原価が割高でありながら、公共下水道と統一の使用料体系を採用しているために、基準外繰入金に依存する経営状態にあります。この基準外繰入金は、本市の政策上必要な繰入金として整理しているものの、基準外繰入金であることには変わりないため、抑制を図っていく必要があります。

第3章 経営の基本方針

1 経営の基本理念

第2章で整理したとおり、本市下水道事業には、日常的な資金繰りや災害時の備えといった資金面でのリスクを抱えています。また、従来からの経営課題であった基準外繰入金への依存に関しては、資本費平準化債の制度拡充により令和6年度以降の改善は見込まれるものの、農業集落排水事業においては、本市の政策的な判断から維持管理費に見合う使用料収入が恒常的に不足する状態にあり、その抑制化に向けた検討を要します。

この他、昨今の下水道事業を取り巻く経営環境に目を向けると、人口減少などを背景に、下水道使用料収入の減少が避けられない中で、これまでに拡張・整備した下水道施設の老朽化や近年多発している短時間集中豪雨、大型地震等の災害に備えていくための投資需要の増加に物価高騰も重なり、今後の下水道事業の財政状況は、一層厳しくなっていくものと見込まれます。

しかし、どのような状況であっても、下水道事業には、使用者に対して安定して下水道事業サービスを提供し続けていく責任があり、その責任を果たすためには経営の効率化や健全化に取り組んでいかなければなりません。

そのため、前回の米原市下水道事業経営戦略に引き続き、「強固な経営基盤の確立と安定した下水道事業サービスの提供」を本市下水道事業の基本理念に掲げ、持続可能な下水道事業の実現に向けた各種取組みを進めていきます。

2 経営の基本方針

「強固な経営基盤の確立と安定した下水道事業サービスの提供」の基本理念を実現させるために、以下のとおり基本方針を定め、各種取組みを推進していきます。

図表 3-1 米原市下水道事業経営理念と基本方針

経営理念	
強固な経営基盤の確立と安定した下水道事業サービスの提供	
基本方針	
強固な経営基盤の確立	安定した下水道事業サービス提供
(1) 基準外繰入金に依存しない持続可能な経営基盤の確立	(2) 市民の快適な暮らしと良好な水環境の提供を長期にわたって実現するための基盤整備 (3) 地震や浸水等の災害に強い誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

(1) 基準外繰入金に依存しない持続可能な経営基盤の確立

公益企業には、公費で負担するものを除き、原則として経営に伴う収入(下水道事業の場合は下水道使用料)で賄うべきとする独立採算制の原則が適用されます。

これまでの経営課題であった基準外繰入金への依存は、令和6年度の資本費平準化債の制度拡充により、解消していくことが見込まれます。しかし、物価高騰により費用が増加傾向になる中では、再び、基準外繰入金に依存する経営状態に陥る可能性は否定できないことから、その回避に向けた取組みを進めていくことは、強固な経営基盤の確立を進める上で重要です。また、農業集落排水では、政策的な基準外繰入金として整理しているところですが、基準外繰入金であることに変わりないため、その抑制化のために汚水処理原価削減に向けた取組みを進めていくことが肝要となります。

資金繰りに関するリスクを秘めている経営状態は、公営企業の持続可能性にとって深刻な課題であることから、その解消に向けた取組みを進めていく必要があります。

(2) 市民の快適なくらしと良好な水環境の提供を長期にわたって実現するための基盤整備

下水道は、市民の衛生的で快適な生活に欠かせない重要な生活基盤であり、下水道事業は、これまで形成した膨大な量の下水道施設を通じて、市民に下水道事業サービスを提供しています。

老朽化等によって下水道施設の機能が損なわれることは、下水道事業サービスを引き続き提供していく上で、大きな障害であり、その解消に向けた取組みを進めることは、安定した下水道事業サービスを提供する上で必要となります。

昭和63年に下水道管路の布設を開始してから耐用年数である50年に達する令和19年度以降には、管路施設の更新が始まります。また、真空式ポンプ場や農業集落排水処理場の設備については更新時期を迎えていることから、国の補助制度を活用しながら計画的な施設更新の取組みが必要です。

(3) 地震や浸水等の災害に強い誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

下水道施設の機能の1つに浸水防除があります。近年頻発する短期的な集中豪雨による浸水被害は、市民の生命・財産を脅かすものであり、これを回避するための取組みは、下水道事業が提供する役割の1つに数えられます。

また、大型地震により、下水道施設の機能が損なわれてしまうと、下水道事業サービスの提供に支障をきたしてしまいます。いつ発生するかわからない自然災害に備えた取組みを進めていくことは、安定した下水道事業サービスを提供していくために欠かせないものです。

第4章 下水道事業の投資試算

1 投資の方針

本市下水道事業の建設事業開始は、公共下水道が昭和57年、農業集落排水が昭和62年であり、令和6年度末時点で30年以上が経過していることから、今後の施設老朽化に備えた更新投資が見込まれます。

更新投資の算定に当たっては、固定資産台帳に基づき、法定耐用年数基準で更新を実施した場合と法定耐用年数の1.5倍の更新基準年数を設定して更新を実施した場合とで将来の中長期的な更新需要額を試算しました。更新需要額は、国土交通省が公表している建設工事費デフレーターを用いて取得当時の価額を現在価値に変換し、その価額で更新するものとして推計しています。

法定耐用年数基準で更新を実施した場合、今後50年間で約1,000億円の投資が必要となり、これを1年当たり換算すると約20億円と現在の投資を大きく上回る水準となりました。この換算額は、現実的に投資可能な規模ではなく、また、実際の使用可能年数は法定耐用年数とは異なることから、米原市公共下水道ストックマネジメント計画における時間計画保全の目標耐用年数の設定と同様に、法定耐用年数の1.5倍の更新基準を採用することとしました。農業集落排水の公共下水道への接続および更新基準年数による更新投資とすることにより、本計画期間において、投資額8.7億円の改善、維持管理費は1.9億円の改善が見込まれます。

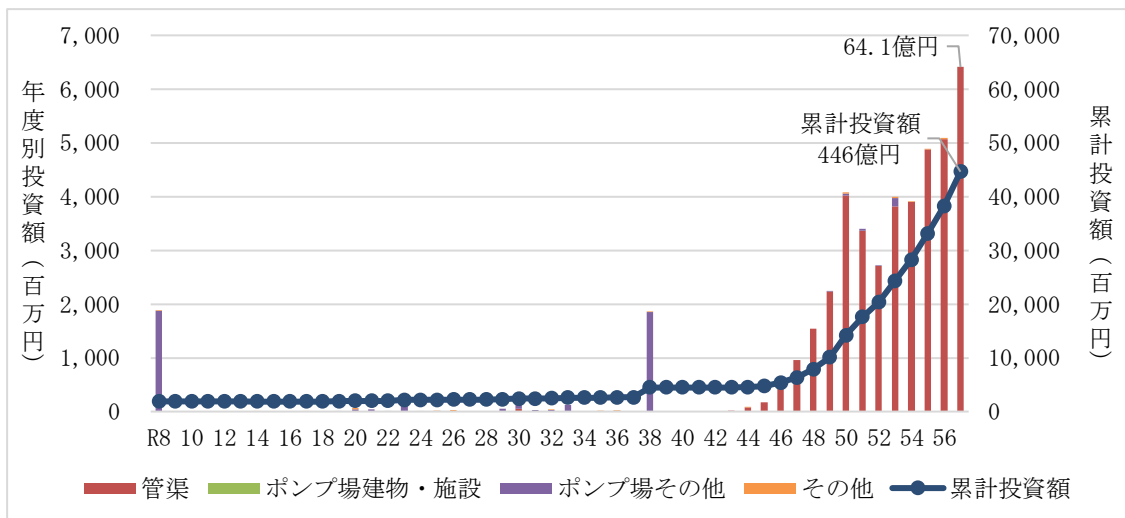
新規投資としては、農業集落排水施設のうち、4施設については今後公共下水道へ接続する予定であり、令和8年度から令和13年度まで接続に係る投資を見込んでいます。また、宇賀野地区における雨水整備に係る投資を見込んでいます。また、総合地震対策事業として、下水道管路の耐震化を図るための改築を見込んでいます。

2 公共下水道事業の投資試算

上記の方針に基づき、公共下水道事業の更新投資に係る費用の将来見通しを算定しました。

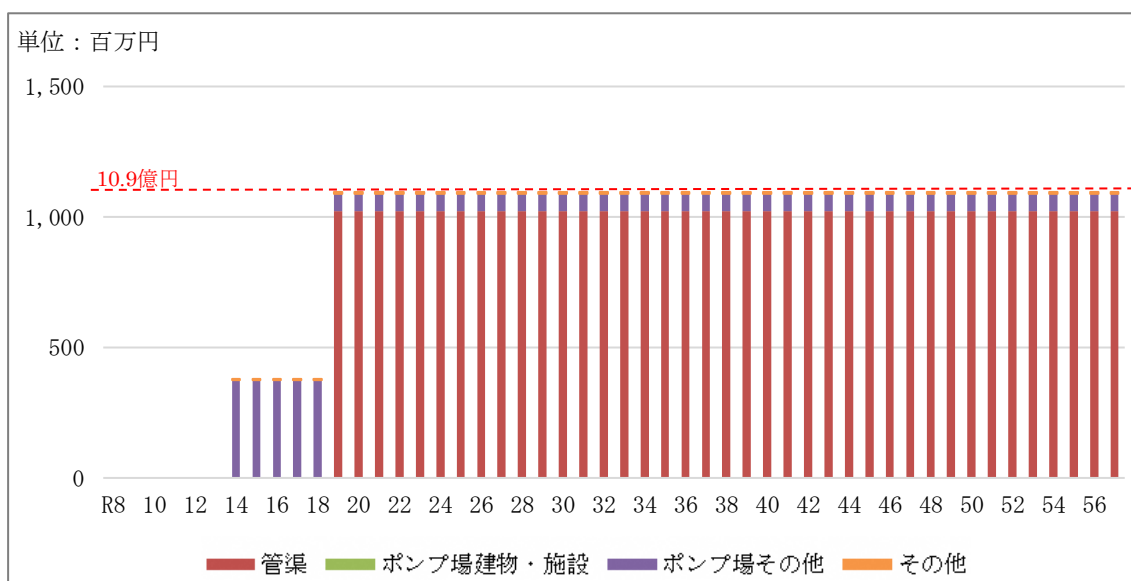
算定の結果、当面は、多額の更新投資の予定はありませんが、現在布設している管渠の更新年度が到来する令和44年度以降は多額の更新投資が必要となり、令和8年度から令和57年度までで総額446億円という試算となりました。

図表 4-1 年度別投資額(公共下水道)



上記の見通しでは、現在布設している管渠の更新年度が到来する令和 44 年度以降に急激に建設改良費が必要となるため、持続可能な経営に向けた対策として更新投資計画の平準化を検討しました。具体的には、令和 8 年度から令和 13 年度までは既存の投資計画を実施する予定とし、令和 14 年度から令和 18 年度は令和 13 年度までの管路以外の更新投資額を平準化し、令和 19 年度以降は、管路を含む令和 19 年度以降の投資額を平準化しました。更新投資計画の平準化の結果、ピーク時の更新投資費用が 64.1 億円から 10.9 億円まで抑えられる見込みとなりました。

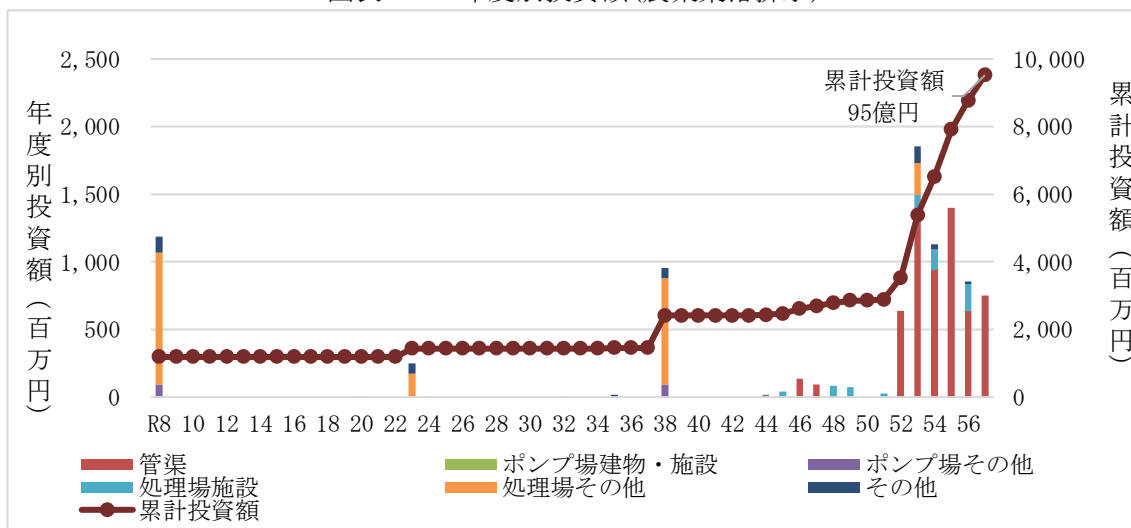
図表 4-2 平準化後年度別投資額(公共下水道)



3 農業集落排水事業の投資試算

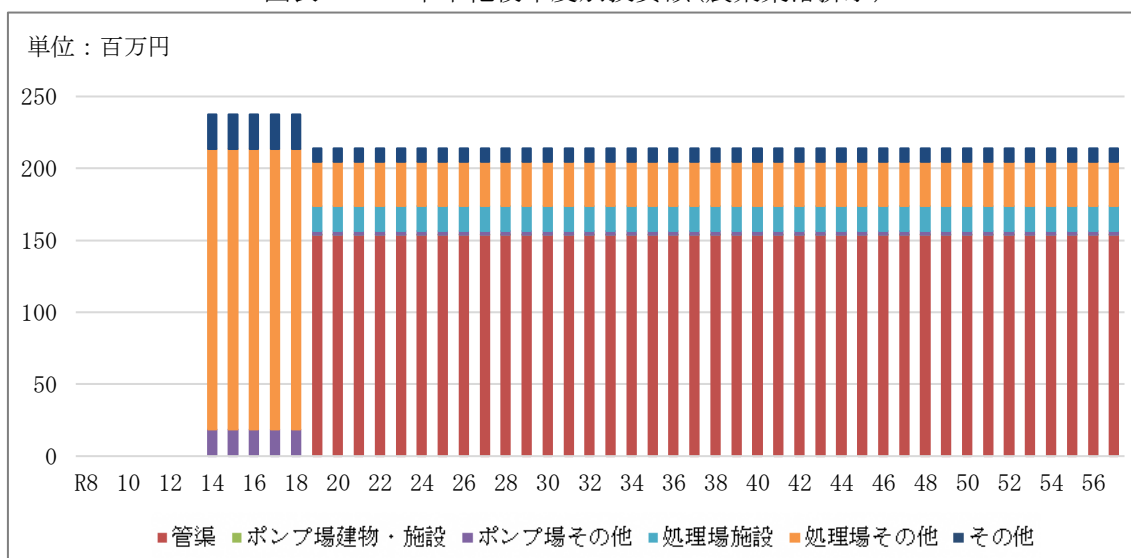
上記方針に基づき、農業集落排水事業の更新投資に係る費用の将来見通しを算定しました。算定の結果、当面は更新投資の予定はありませんが、公共下水道へ接続しない処理場や現在布設している管渠を更新するタイミングでの更新投資が必要となり、令和8年度から令和57年度までで総額95億円という試算結果となりました。

図表 4-3 年度別投資額(農業集落排水)



上記の見通しでは、処理場や管渠の更新年度は建設改良費が必要となるため、持続可能な経営に向けた対策として更新投資計画の平準化を行いました。具体的には、令和14年度から令和18年度までは、令和13年度までの管路以外の更新投資額を平準化し、令和19年度以降は、管路を含む令和19年度以降の投資額を平準化しました。

図表 4-4 平準化後年度別投資額(農業集落排水)



4 投資の目標

将来にわたって安定して下水道事業サービスを市民に提供していくためには、上下水道一体の耐震化計画等の各種計画に基づき、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要があります。多額の更新投資需要が見込まれることから、本市下水道事業の経営基盤の確保を図りながら、計画に基づき着実に更新投資を実施していくことを目標とします。

農業集落排水事業は、第2章2(1)「農業集落排水事業の概要」に記載のとおり、公共下水道へ接続することで汚水処理の広域化を計画しています。農業集落排水処理場を残していけば通常の維持管理費に加え、施設の老朽化に伴う修繕費用や更新費用が当然生じるところを、当該接続工事を計画的に進めていくことで、農業集落排水処理場を処分することができれば、厳しい経営状況にある農業集落排水事業の様々な費用の発生を抑制することが期待されます。そのため、令和12年度までに計画しているすべての接続工事の完了を目指します。

投資の目標

- 上下水道一体の耐震化計画等の各種計画に基づき、着実な更新投資を実施し、耐震化・老朽化対策を図る。
- 農業集落排水処理から公共下水道への切り替えを計画どおりに進め、計画している接続工事を全て完了させる。

第5章 下水道事業の財源試算

1 下水道事業の財源構成

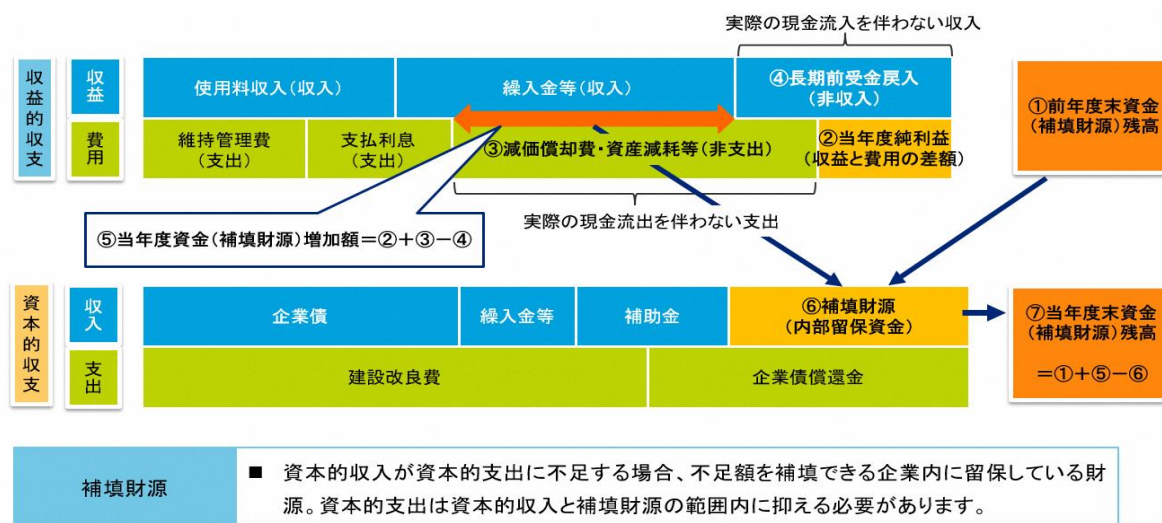
下水道事業の会計は、日々の事業運営に関する収支である収益的収支と施設の整備・更新等に関する収支である資本的収支に分類されます。

図表 5 - 1 下水道事業の会計分類

収益的収支	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の運転・管理などの事業運営に関する収支を言います。 <p>主な収入科目: 使用料収入、繰入金、長期前受金戻入 (このほか、国・県補助金も発生する場合があります。)</p> <p>主な支出科目: 維持管理費、減価償却費、支払利息</p>
資本的収支	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の整備・更新等に関する収支を言います。 <p>主な収入科目: 企業債、繰入金、国・県補助金</p> <p>主な支出科目: 建設改良費、企業債償還金</p>

公営企業における資本的支出の財源は、企業の外部から調達する国・都道府県からの補助金や企業債と企業の内部で運用する自己資金から構成されます。公営企業の会計の仕組みでは、この資本的支出の財源のうち、補助金と企業債については、予算計上しますので収入として把握することができますが、自己資金については、予算計上しませんので、見かけ上、資本的支出の額に対して資本的収入の額が不足するような予算計上方法となります。この資本的支出に対して資本的収入が不足する額(資本的収支不足額)については、前年度末までの内部留保資金や当年度の収益的収支での利益等の自己資金(これを「補填財源」といいます。)によって、資本的収支不足額を補っています。

図表 5 - 2 下水道事業の財源構成



本市の下水道事業全体の令和6年度の当年度純利益は1.2億円となりました。ただし、収益の約3割を一般会計からの繰入金が占めています。

図表5-3 米原市下水道事業の令和6年度収益的収支決算額

【収益的収支】 (億円)

収益	使用料収入 6.4		長期前受金戻入 6.8	その他 0.1	繰入金 7.1	
	流域下水道負担金 2.6	支払利息 1.8	減価償却費 12.3		その他 2.5	当年度純利益 1.2

また、新規整備等に伴う建設改良費や過去に発行した企業債の償還金といった支出を、収入(企業債、補助金、繰入金等)に加え、補填財源で補っています。

図表5-4 米原市下水道事業の令和6年度資本的収支決算額

【資本的収支】 (億円)

収入	企業債 9.9		繰入金 1.4	補助金 1.0	その他 0.1	補填財源 (内部留保資金) 6.2
	建設改良費 3.0	企業債償還金 15.6				

2 繰入金について

本市の下水道事業は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業として実施しており、企業経営に必要な費用は、公費で負担するものを除き、原則として経営に伴う収入(下水道事業の場合は下水道使用料)で賄うべきとする独立採算制の原則が適用されます。加えて、下水の発生原因者と下水排除による受益者の観点から、雨水に係る費用は公費により負担、汚水に係る費用は私費(下水道使用料)により負担するという汚水私費・雨水公費の原則があります。

しかし、下水の排除による受益は、その下水を排除した方だけのものだけではなく、例えば、悪質汚水を浄化して放流することで琵琶湖の水環境が改善する等、公共用水域の水質保全という公的な側面もあります。そこで、汚水に係る一部の費用については、国が定める繰出基準に基づく一般会計からの繰入が認められています(基準内繰入金)。

一方で、この国が定める基準に基づかずに、公営企業経営の資金不足を補う目的で自治体の判断で公費負担しているものがあります(基準外繰入金)。

本市下水道事業における基準外繰入金で最たるものは、企業債償還資金不足分を補うための基準外繰入金がありました。令和6年度に資本費平準化債の制度拡充があり、企業債の借り入れによってこの資金不足分を補えるようになったため、この基準外繰入金は大幅に削除することができるようになりました。その他には農業集落排水事業の維持管理費に対する使用料収入不足分への基準外繰入金などがあります(第2章2(6)②参照)。基準外繰入金は一般会計も厳しい中、可能な限り抑制を図っていく必要があります。

図表 5 - 5 繰入金の概要

基準内繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計が本来負担すべき経費の考え方を、国(総務省)が毎年度「繰出基準」として示しており、この繰出基準に基づき、一般会計から繰り出される資金 ・地方交付税による財源措置が行われる
基準外繰入金	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内繰入金以外で、公営企業の財源不足を補填する等のため、地方公共団体から任意で繰り出される資金 ・地方交付税による財源措置は行われない ・基準外繰入金については一般会計も厳しい中、中長期的に自立的で健全な経営を行うため、可能な限り抑制を図っていく必要がある

基準内繰入金の主な例として、雨水処理、分流式下水道、高度処理等に要する経費についての繰出基準があります。

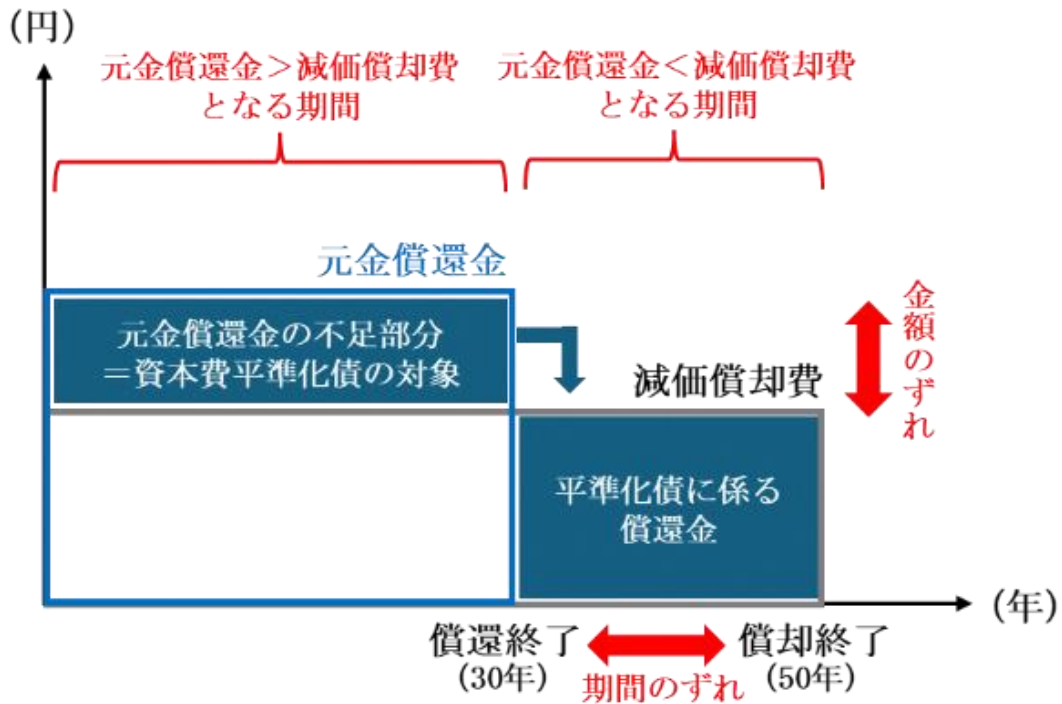
図表 5 - 6 主な基準内繰入金

項目	公共	農集	総務省の繰出基準
①雨水処理に要する経費	○	×	雨水処理に要する維持管理費や資本費に相当する額
②分流式下水道等に要する経費	○	○	分流式下水道等に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められたものに相当する額
③高度処理に要する経費	○	○	下水道の高度処理に要する維持管理費や資本費の1/2に相当する額

Topic 企業債の償還と資本費平準化債

下水道事業では、建設工事等の財源として借入した下水道事業債の元金償還期限(最長40年。ただし、本市下水道事業では最長30年で借入。)と下水道施設の減価償却期間(最長50年)が異なっていることから、1年間分の費用で比較すると元金償還金と減価償却費との差額分で構造的な資金不足が生じます。この資金不足を補うために平成16年から資本費平準化債という企業債の制度が創設されました。

図表 5-7 資本費平準化債のイメージ



3 公共下水道事業の財源試算

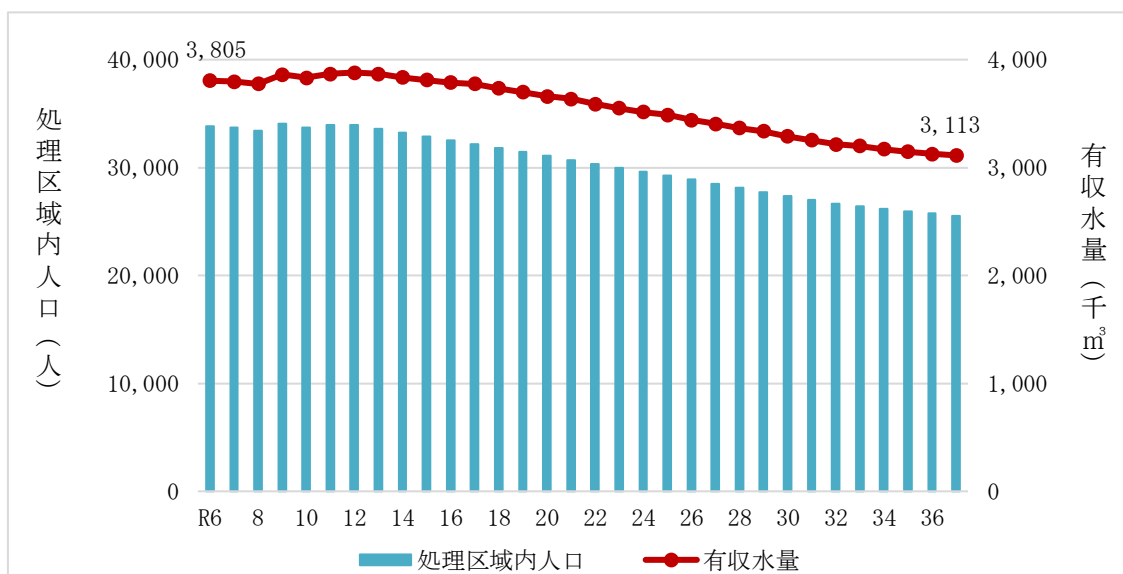
(1) 使用料収入算定の前提条件

本市における既存集落の下水道面整備は平成 22 年度で完了し、現在は、農業集落排水処理区域から公共下水道への接続を進めています。令和 6 年度末時点における公共下水道および農業集落排水事業の汚水処理人口普及率は 99.7% (うち公共下水道 91.7%、農業集落排水 8.0%) と既に高い水準にあります。令和 12 年度までの農業集落排水から公共下水道への接続が進めば、公共下水道の汚水処理人口普及率は上昇していく見込みですが、全体から見れば事業間の内数が異動する動きでしかありません。さらに、水洗化率は令和 6 年度末時点で 95.4% と使用者のほとんどが下水道に接続済みであるため、水洗化済人口の今後大幅な増加は見込めません。したがって、公共下水道における有収水量の今後の推移は、農業集落排水から公共下水道に接続する時期で一時的に増加することを除くと、行政区域内人口の増減に大きな影響を受けることとなります。

米原市の行政区域内人口の今後の推移については、国立社会保障人口問題研究所の地域別将来推計を元に直近実績の人口推移を踏まえて、将来の人口予測を行って見たところ、令和 6 年度末時点で 36,835 人あった米原市の人口は、令和 37 年度には 25,487 人まで減少することが見込まれる結果となりました。

これらの試算結果を元に、今後の有収水量の推移を試算したところ、有収水量は令和 6 年度末時点の 3,805 千 m^3 から令和 37 年度には 3,113 千 m^3 まで減少する見込みとなりました。

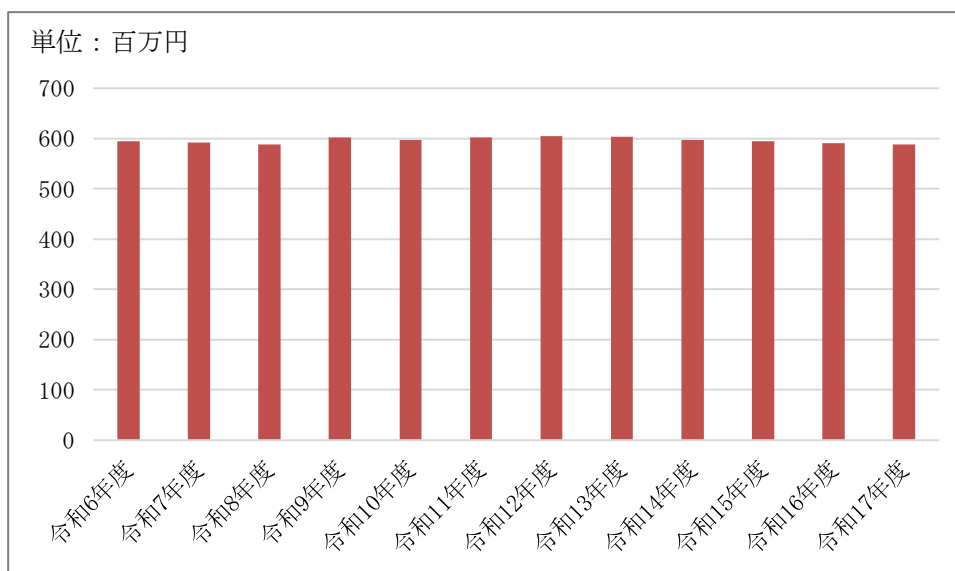
図表 5 - 9 処理区域内人口と有収水量の推移(公共下水道事業)



(2) 収入の見通し

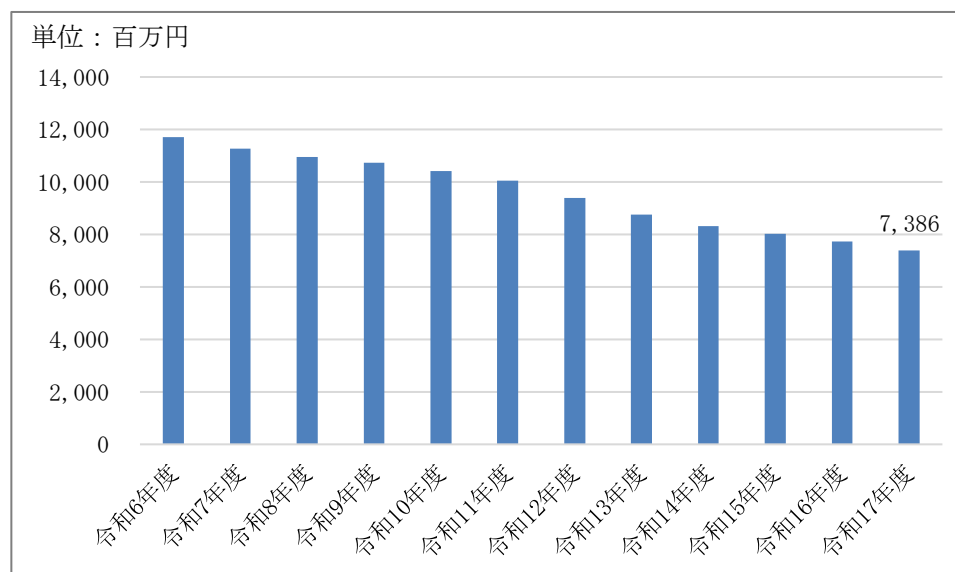
(1)の前提条件を基に使用料収入を算定した結果、今後、汚水処理人口普及率や水洗化率の大幅な増加は見込めず、有収水量がある程度一定となることから、使用料収入は毎年度 5.8 億円～6.0 億円程度で推移する見通しです。

図表 5 - 10 使用料収入の見通し(公共下水道事業)



企業債新規発行額は第4章2(1)「更新投資の見通し」に記載のとおり、令和13年度までは新規投資を予定しており、多額の更新投資は予定していません。更新投資は令和14年度以降から本格的に発生する見込みで、企業債残高は、令和6年度の117億円から、令和17年度には73億円まで減少する見通しです。

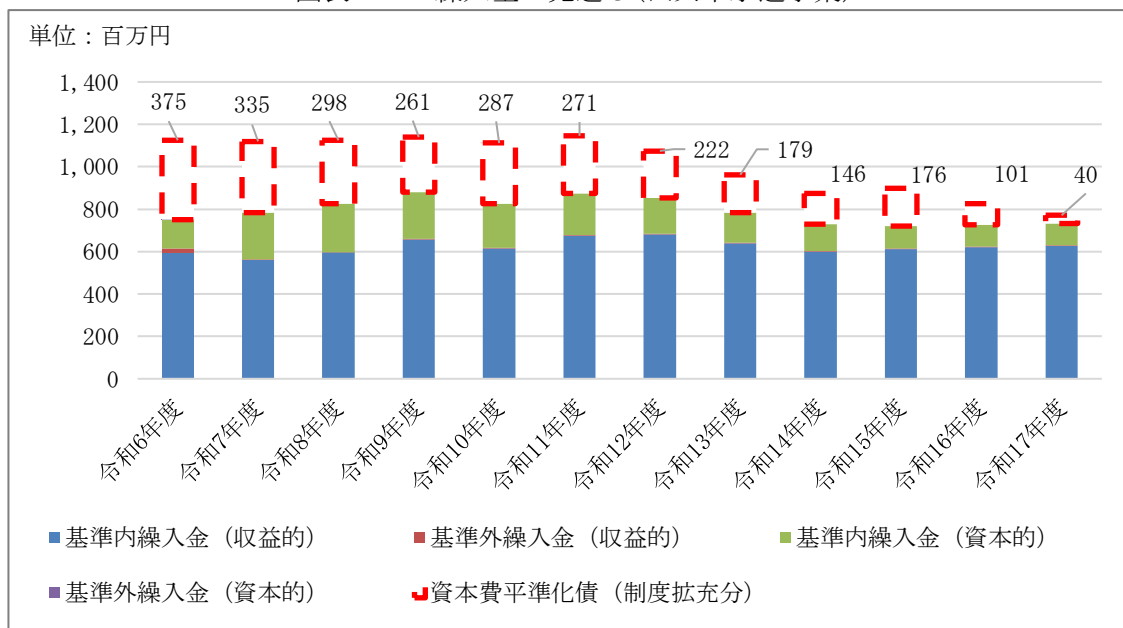
図表 5 - 11 企業債残高の見通し(公共下水道事業)



(3) 繰入金の見通し

繰入金の金額は、企業債償還額の減少と資本費平準化債の活用により、令和17年度で7億円程度の水準となる見通しです。政策的な基準外繰入金が少しありますが、資金収支の不足に対する基準外繰入金は無くなり、資本費平準化債の活用により、令和17年度までで約26.9億円の基準外繰入金を抑制できる見込みです。

図表5-12 繰入金の見通し(公共下水道事業)

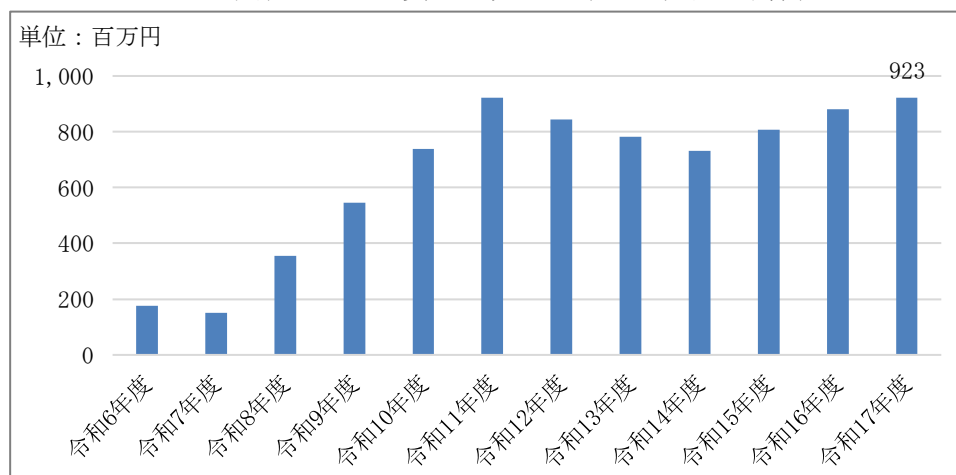


※赤枠点線部分は、平準化債の制度拡充が無ければ基準外繰入金となっていた部分です。
(決算および将来推計において、繰入金として算入していません。)

(4) 資金の見通し

資金残高は、資本費平準化債の活用等により、令和17年度には9億円程度の水準となる見込みです。

図表5-13 資金の見通し(公共下水道事業)



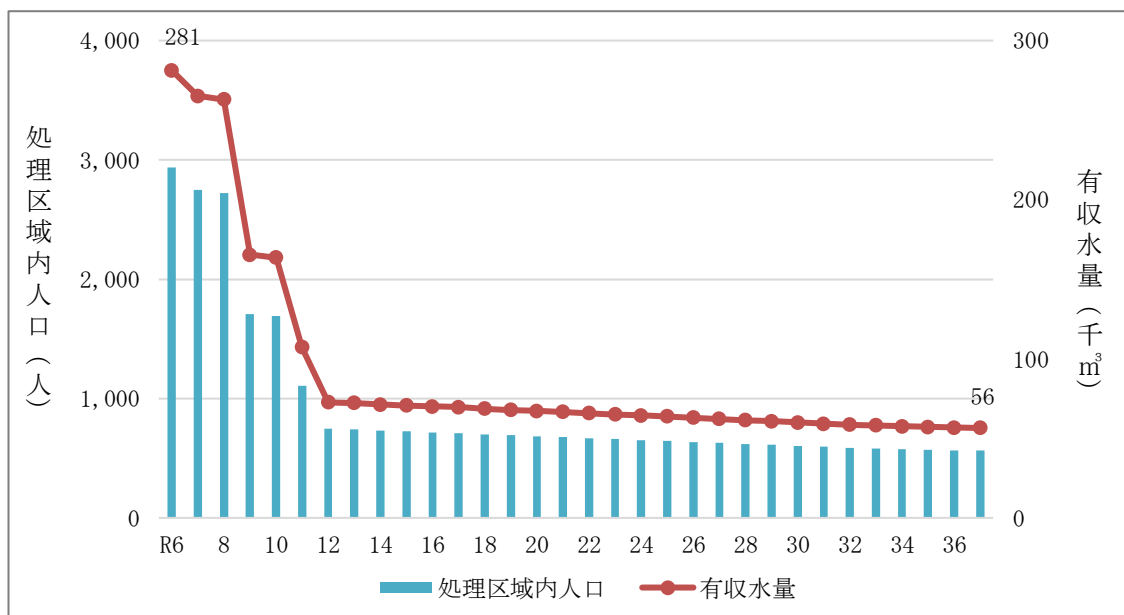
4 農業集落排水事業の財源試算

(1) 使用料収入算定の前提条件

農業集落排水処理区域における下水道整備は、既に完了しています。令和6年度末における公共下水道と農業集落排水事業の汚水処理人口普及率は99.7%(うち公共下水道91.7%、農業集落排水8.0%)と既に高い水準にあります。農業集落排水事業における汚水処理人口の増加は見込めず、さらに、使用者のほとんどが下水道に接続済みで令和6年度の水洗化率は96.1%と高水準であることから、水洗化率の増加も見込めません。

今後、農業集落排水から公共下水道への接続を進めていくことから、有収水量は令和6年度の281千 m^3 から令和37年度には56千 m^3 まで減少することが予測されます。

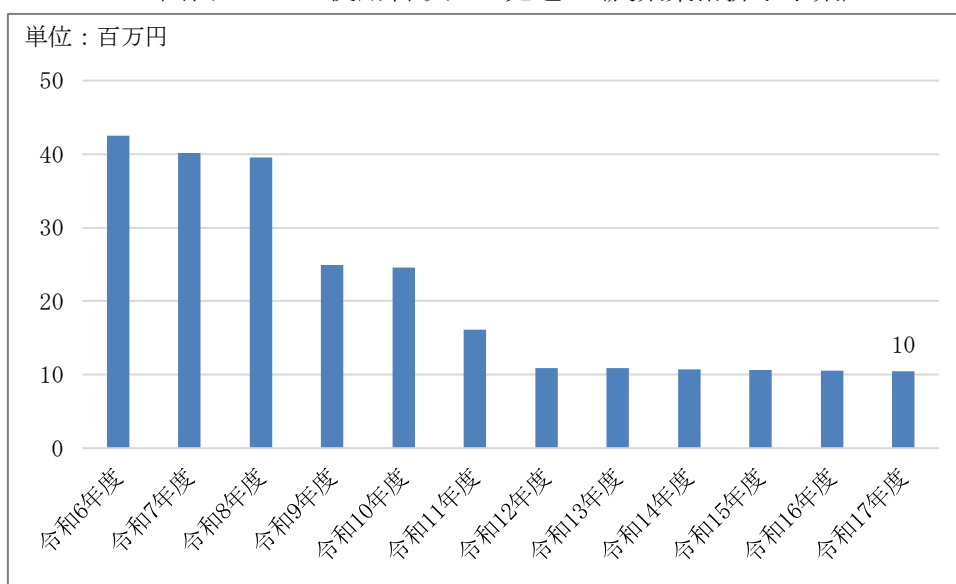
図表5-14 処理区域内人口と有収水量の推移(農業集落排水事業)



(2) 収入の見通し

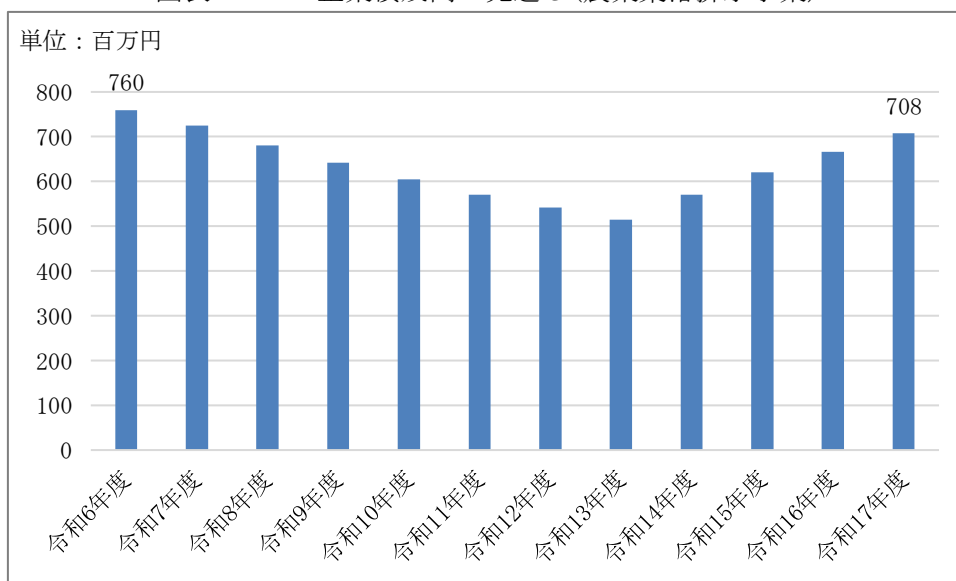
(1)の前提条件を元に使用料収入を算定した結果、今後、公共下水道へ接続を進めていくことによって農業集落排水における有収水量は減少することから、使用料収入は令和17年度には0.1億円程度まで減少する見通しです。

図表5-15 使用料収入の見通し(農業集落排水事業)



企業債新規発行額は、第4章3(1)「更新投資の見通し」に記載のとおり、令和14年度以降、更新投資が本格的に発生する見込みです。企業債残高は令和6年度の7.6億円から令和13年度までは減少傾向で推移していきませんが、更新投資が発生することにより、令和14年度以降は増加傾向に転じ、令和17年度には7.1億円となる見込みです。

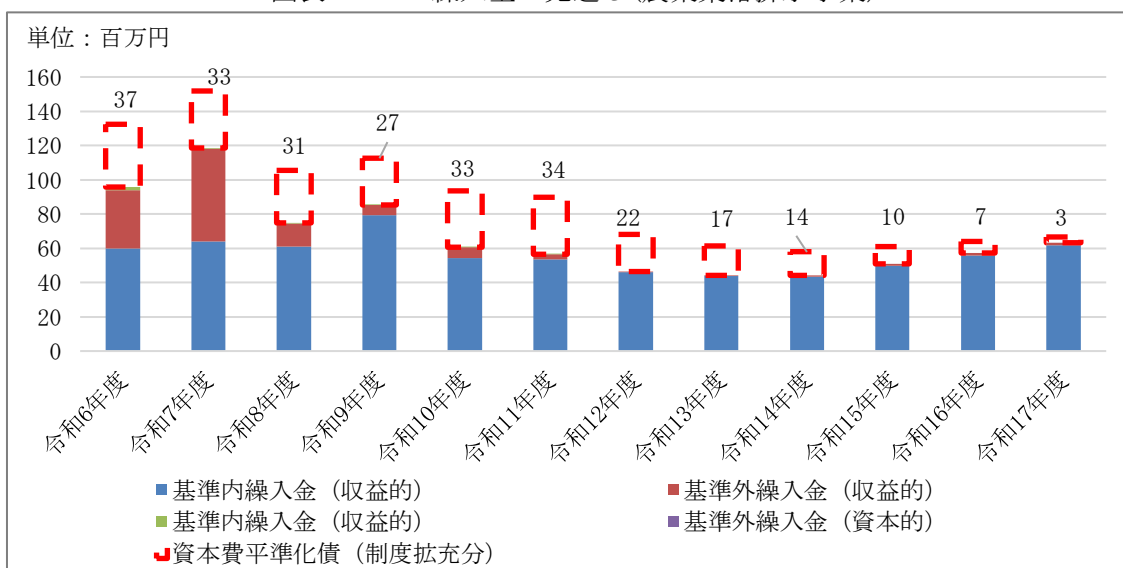
図表5-16 企業債残高の見通し(農業集落排水事業)



(3) 繰入金の見通し

資本費平準化債の活用に伴い、令和17年度までで約2.7億円の基準外繰入金を抑制できる見込みです。繰入金の金額は、企業債償還額が減少する影響もあり、令和17年度には0.6億円程度となる見込みです。農業集落排水事業においては、収益的収支の不足分に基準外繰入金を必要としています。公共下水道への接続による事業規模の縮小に伴って、基準外繰入金は抑制されていく見込みです。

図表5-17 繰入金の見通し(農業集落排水事業)

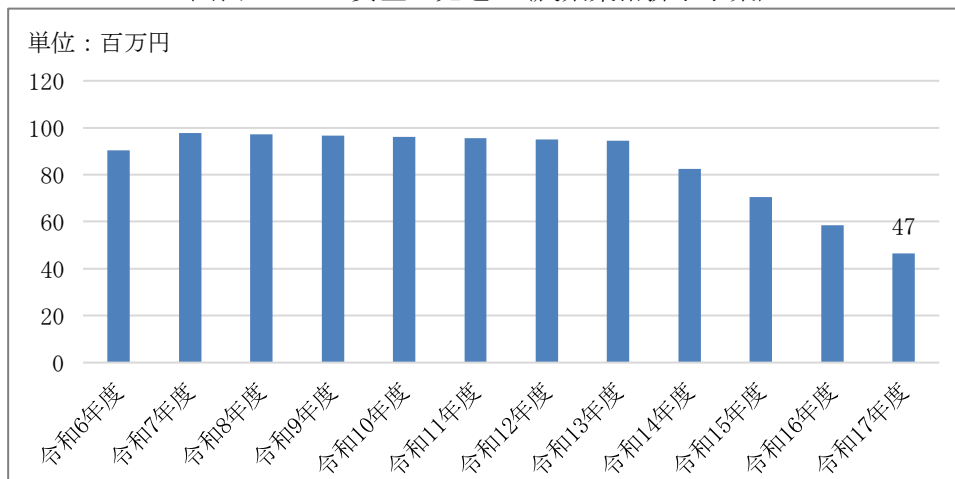


※赤枠点線部分は、平準化債の制度拡充が無ければ基準外繰入金となっていた部分です。
(決算および将来推計において、繰入金として算入していません。)

(4) 資金の見通し

資金残高は、資本費平準化債を活用して企業債償還の負担を抑えることで、資金残高の確保を図っていますが、令和14年度以降、本格的に発生する更新投資による建設改良費が増加し、令和17年度は0.5億円になる見込みです。

図表5-18 資金の見通し(農業集落排水事業)

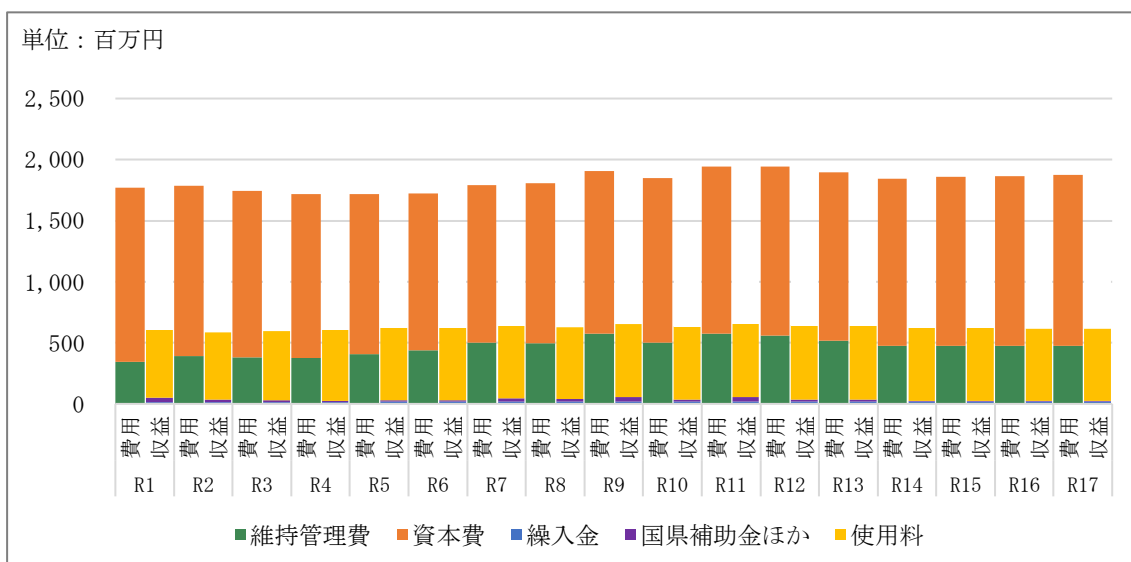


5 財源試算の課題

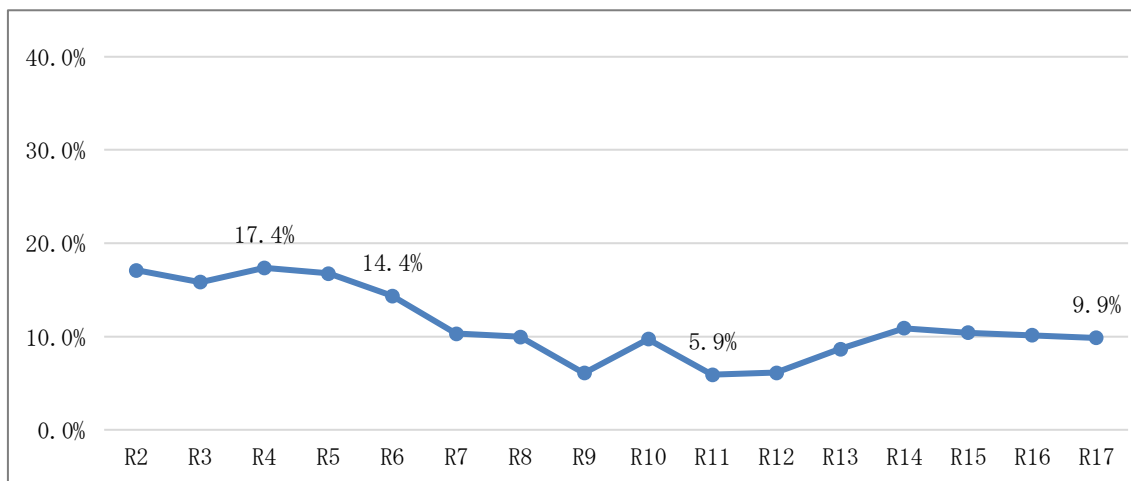
これまでの本市下水道事業の課題は、多額の基準外繰入金に依存した経営となっていたことでした。この点については、令和6年度の資本費平準化債の制度拡充により、公共下水道事業および農業集落排水事業ともに、基準外繰入金を大きく削減することができると見込みとなりました(第5章2 Topic「企業債の償還と資本費平準化債」を参照)。

その一方で、近年の物価高騰や滋賀県の流域下水道の維持管理負担金単価の改定により、今後、汚水処理原価のうち維持管理費が増加していくことが見込まれますが、使用料収入は減少していく見込みです。その結果、汚水処理原価の資本費を使用料収入で回収できる割合(資本費対使用料算入率)が低下し、基準内繰入金が増加することが懸念されます。国の資本費に対する財政措置の考え方も参考としつつ、資本費対使用料算入率をどの程度の水準で維持していくか、検討する必要があります。

図表 5 - 19 費用および使用料等の推移



図表 5 - 20 資本費対使用料算入率の推移

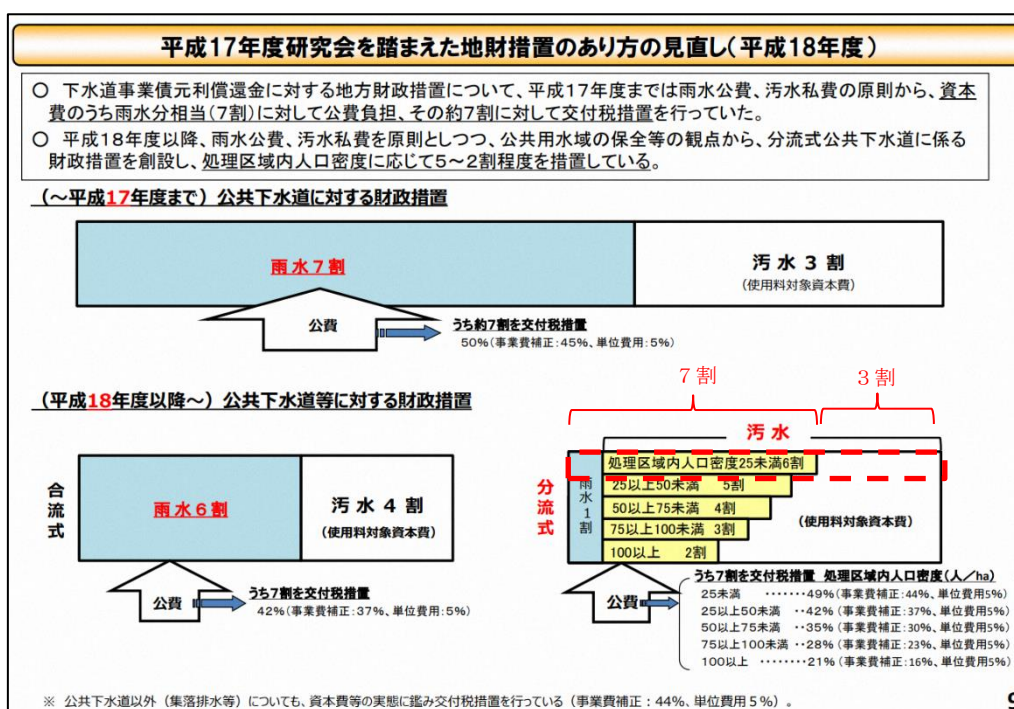


Topic 資本費対使用料算入率

公営企業は独立採算制を経営の基本原則とし、下水道事業では、雨水処理に要する経費は公費で負担し、汚水処理に要する経費は使用料で賄うことが原則です。しかしながら、下水道事業は水道事業と比較して、多額の投資が必要になること等から、汚水処理に要する経費のうち資本費に対して、国からの財政的な支援があります。

資本費に対する国からの財政的な支援の考え方では、本市の規模の場合、資本費の3割を使用料で回収することが前提とされています。

図表 5-21 下水道事業の資本費に対する国の財政措置の考え方



出所：総務省自治財政局準公営企業室「下水道事業に係る地方財政措置の概要等」(令和7年9月)

近年の物価高騰により維持管理費が増加傾向にあります。その中で、使用料の改定を行わない場合、高騰する維持管理費を賄うために充当する使用料が増加するため、資本費に充当する使用料が減少することになりますが、使用料で充当しきれなかった資本費は、基準内繰入金により財源を手当てしていくこととなります(図表 5-22)。国からの財政措置は資本費の7割程度であるため、残り3割程度を使用料で賄えていないと一般会計に過度な負担を生じさせることとなります。

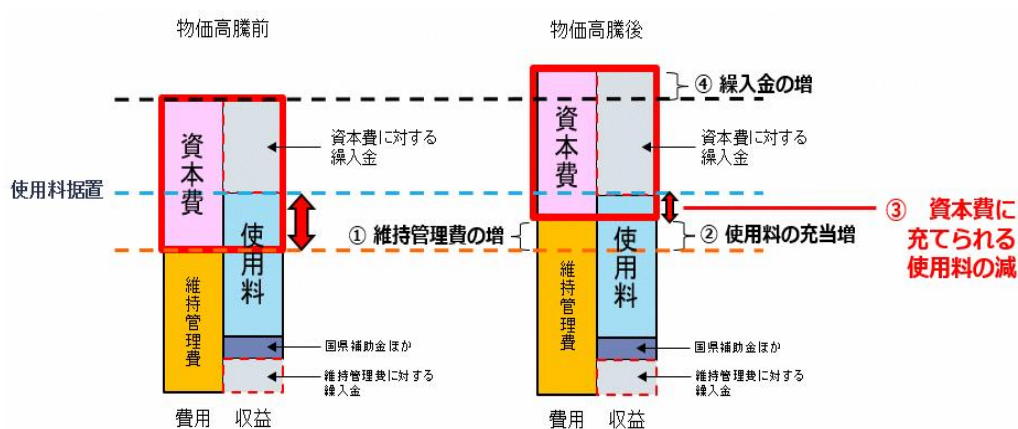
また、これまでの取組みにより、公共下水道事業では政策的な繰入金を除き、基準外繰入金を大きく削減できるようになったところですが、高騰する維持管理費を使用料収入で賄えきれなくなってしまうと、再び、基準外繰入金を措置していくことが必要になってきます(図表 5-23)。また、農業集落排水事業では、政策的な基準外繰入金(第2章

2(6)②)がありますが、これは、公共下水道事業において資本費に充当できるだけの使用料収入があることが前提であり、公共下水道事業において資本費に充当できるだけの使用料収入が無い場合は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、維持管理費を充足するだけの使用料収入を確保していく必要が生じてきます。

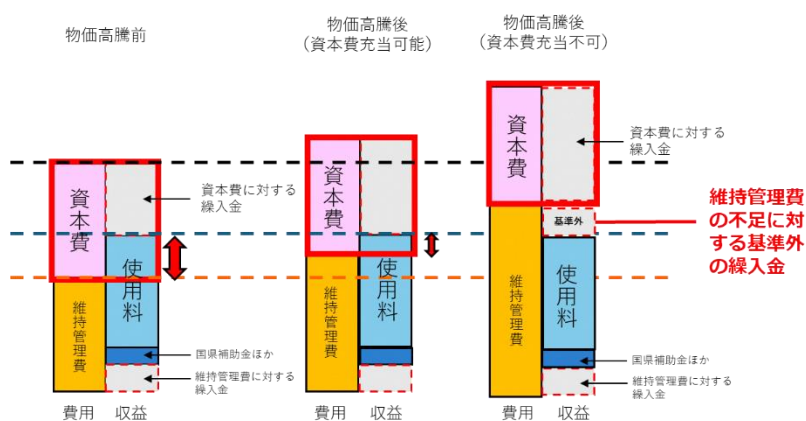
これらのことから、下水道事業が、一般会計に依存することなく、安定した経営基盤を確保できるようにしていくためには、資本費に使用料を充当していただけるだけの水準になるように適正に管理していくことが求められます。そこで、資本費に対して使用料でどれくらい賄えているかを示す「資本費対使用料算入率」を財源試算の目標として設定するものです。

今回の米原市下水道事業経営戦略を策定する中で資本費対使用料算入率の目標設定に当たっては、国の考え方に即して、30%程度を掲げることを検討しました。しかし、これを達成するためには50%程度の使用料改定が必要という試算となり、急激な負担を使用者に強いることとなります。そのため、今回の検討では、将来に大幅な物価高騰が生じても維持管理費を使用料で賄えることを目標とし、最大で200百万円の維持管理費の増加に対応できる水準として、資本費対使用料算入率15%を財政試算の目標値に設定します。

図表 5 - 22 物価高騰と資本費対使用料算入率の関係(資本費に充当可能な場合)



図表 5 - 23 物価高騰と資本費対使用料算入率の関係(資本費に充当できない場合)



6 財源試算の目標

これまでの投資財政計画の結果と前回の経営戦略での目標を踏まえ、将来にわたって安定した下水道事業を維持していくために、以下の目標を設定します。

図表 5 - 24 財源目標の設定

事業区分	財源の目標
下水道事業会計全体	<ul style="list-style-type: none"> 資金残高11億円程度の水準を維持 (経常費用半年分+災害等の予備費1億円)
公共下水道事業 (公共下水道事業+特定環境保全公共下水道)	<ul style="list-style-type: none"> 経費回収率 令和6年度実績水準を維持(98.5%) 経常収支比率 100%以上 資本費対使用料算入率 15% (国が示す水準である30%の半分)
農業集落排水事業	<ul style="list-style-type: none"> 経費回収率 令和6年度実績水準を維持(65.1%) 経常収支比率 100%以上

下水道事業会計全体として、非常時においても一定期間は下水道事業の運営が継続できるように、経常費用の半年分に加えて災害等の予備費を目安として、令和17年度に資金残高11億円とする目標を設定しました。

また、今後は物価高騰等の影響を受けて、維持管理費が増加していくことが見込まれていることから、過度な繰入金への依存を抑制し、使用料の適正水準を示す指標として「資本費対使用料算入率」を公共下水道事業における財源目標として設定します。国の下水道事業の資本に対する財政措置の考え方に基けば、本市は資本費の30%を使用料で回収することが望まれますが、この場合、50%程度の増額を必要とする使用料改定となり、使用者への負担を考慮すると現実的ではないと判断されました。そこで、向こう10年間(R8～R17)の投資・財政試算で想定している維持管理費の増加見込額2億円を基準に、仮に、想定を超えて維持管理費の増加があったとしても、再び基準外繰入金を必要とすることなく安定して下水道事業経営ができる水準として資本費対使用料算入率を15%とする目標を設定しました。

経費回収率については、使用料で汚水処理原価を回収できているかを示す重要な指標ではあるものの、現行の繰入金や経費回収率の算定方法によれば、現状以上の改善を図ることは困難な状況のため、現状維持を目標とします。経常収支比率については、100%以上を目標として設定します。

第6章 経営健全化の取組

1 経営の健全化に向けた取組

米原市では、これまでも経営健全化に向けて各種取組みを行ってきました。今後もこれらの取組みを継続・拡大していくことにより、本市下水道事業の経営健全化を進めていくとともに、投資・財源目標達成に向けて取り組んでいきます。

特に、農業集落排水の公共下水道接続については、令和12年度までに4施設の公共下水道接続を計画しています。公共下水道に接続することで処理場施設が不要になるため、維持管理費や更新投資費を合わせて約10.6億円削減することができます。物価高騰等の影響により、汚水処理原価(維持管理費)は直近5年間(令和2年度～令和6年度)実績に比べて向こう10年間(令和8年度～令和17年度)で約20%増加する見込みですが、この農業集落排水から公共下水道に接続する経営効率化の取組みを進めていくことにより、約4.8%の費用上昇を抑制できる見込みです。投資・財政計画には、この経営改善効果を見込み、反映させました。

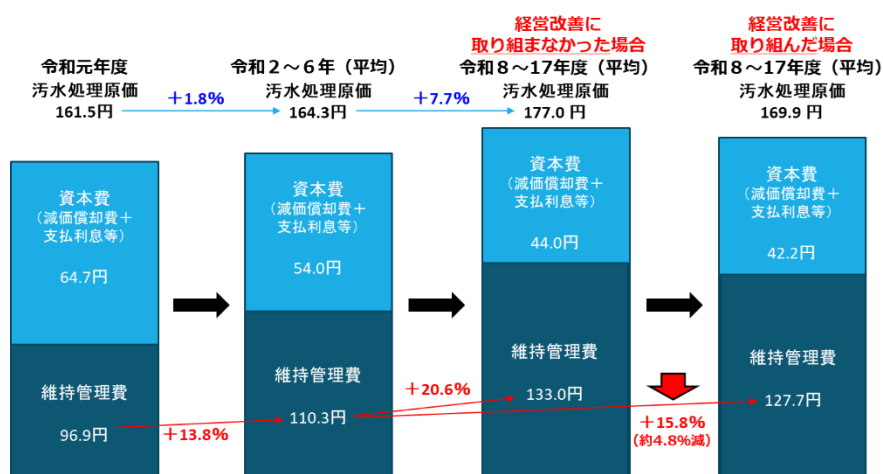
図表 6-1 農業集落排水から公共下水道に接続することによる経営改善効果

農業集落排水の公共下水道接続による経営改善効果(令和8年度～令和17年度)

- ・ 維持管理費の削減：1.9億円
- ・ 更新投資費の削減：8.7億円

※ なお、更新投資費を削減すると、本来であれば減価償却や利息の減少を見込むことが可能ですが、算定が複雑になるため、上記の改善効果額には含めていません。

図表 6-2 汚水処理原価(維持管理費)の将来推計



また、今回の下水道事業経営戦略においては、経営改善に係る以下の取組みを計画しています。なお、現時点において具体的な改善効果額を試算することが困難なものについては、投資・財政計画には反映していません。

図表 6-3 経営の健全化に向けた取組

主な取組	これまでの取組内容	今後の方向性
住民サービスの確保および住民満足度の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設に関わるトラブルへの緊急対応を図れるように、マンホールポンプ場、真空式ポンプ場および農業集落排水処理場の遠方監視システムを構築するとともに、職員および維持管理業者の連絡体制を整え、早期把握、早期復旧に努めています。 下水道に関する各種情報を米原市公式 WEB サイトに掲載し、市民が知りたい情報の提供に努めています。 	引き続き、施設トラブルが生じた場合の早期把握、早期復旧に努めます。また、市民が納めた下水道使用料がどのように使われているかを確認していただけるように、市公式 WEB サイトにおいて、決算情報や下水道事業の取組みに関する情報などの充実を図っていきます。
広域化に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県が主催している汚水処理事業広域化・共同化研究会に参加し、近隣市町との業務の共同化を進めます。 	滋賀県主催の汚水処理事業広域化・共同化研究会に参加し、近隣市町との業務の共同化を進めていきます。
防災・安全対策に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> 被災時における広域避難所のトイレ不足を解消するために、1ha 以上の敷地面積を有する広域避難所においてマンホールトイレシステムを整備するとともに、その排出先管路の耐震化を進めています。また、BCP(事業継続計画)に基づき、防災訓練を実施しています。 	<p>令和 7 年 1 月に策定した上下水道一体の耐震化計画に基づき、下水道施設の耐震化を進めていきます。</p> <p>また、引き続き、1ha 以上の敷地面積を有する広域避難所にマンホールトイレシステムを整備するとともに、BCP に基づく防災訓練を実施していきます。</p>
その他経営健全化や経営基盤の強化に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> 個別訪問や市広報を通じて水洗化の啓発を図り、使用料収入の確保に努めています。 	これまでの水洗化啓発に加えて、現状の汚水処理人口に対する水洗化率に反映されていない事業所について、水洗化の啓発を進めます。また、下水道事業の経営安定化を図っていくために、公共、農集ともに更新投資のための計画の見直しを進めていきます。

図表 6-4 経営の健全化に向けた新たな取組み

主な取組	今後の取組内容
経費削減に関する項目	<p>農業集落排水事業の維持管理費を削減していくために、国の補助制度を活用しながら、省エネ機器など新技術の導入等による経費削減の方策を検討します。</p> <p>また、公共下水道への接続を予定している地区については、公共下水道への計画的な接続を進めていきます。</p> <p>国が推進するウォーターPPP の導入可能性の検討に着手し、民間活力を活用し、維持管理費の削減や安定的な事業運営体制の確保を検討します。</p>

2 使用料改定の検討

(1) 使用料改定の実施

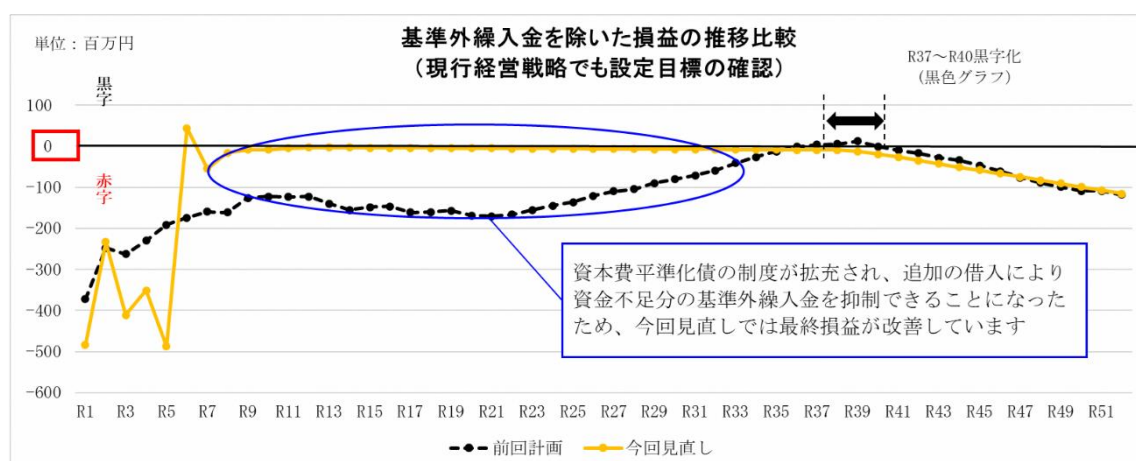
前回の米原市下水道事業経営戦略では、基準外繰入金への依存傾向が強いという経営課題があったため、向こう 50 年間で基準外繰入金を入れなくても一度は黒字転換していくことを目標とし、その達成に必要な最低限の改定率として 10%増改定することとしましたが、当時、コロナ禍の状況下にあったことから、令和 4 年度に 5%増、令和 9 年度に残り 5%増とする二段階方式を採用することとし、その方針に基づき、令和 4 年 4 月に 5%増の使用料改定を実施しました。

今回の下水道事業経営戦略を策定するに当たり、前回の目標の達成状況を確認したところ、令和 6 年度の資本費平準化債の制度拡充により、これまでの経営課題であった基準外繰入金への依存は解消し、当面の間、基準外繰入金を入れなくても損益計算上で赤字になることはない経営状態となる見通しとなりました。

しかし、近年の物価高騰や人件費の上昇などの維持管理費用の増大に対して、下水道使用料を据え置いたままにしていると、再び、基準外繰入金に依存しないと下水道事業経営が成り立たなくなるリスクは残っています。

そこで、資本費対使用料算入率(第 5 章 5 Topic 参照)という指標を新たに管理していくこととし、再び、基準外繰入金に依存することなく安定した下水道事業経営基盤を確保していくために必要となる下水道使用料の水準について米原市下水道事業審議会(以下「審議会」といいます。)にて検討しました。なお、次の項目からの記載は、審議会からの答申内容を踏まえていますが、下水道使用料を改定するかどうかの最終的な決定に当たっては、米原市議会での議決を必要とします。

図表 6-5 基準外繰入金を除いた最終損益の推移比較



(2) 使用料改定の検討

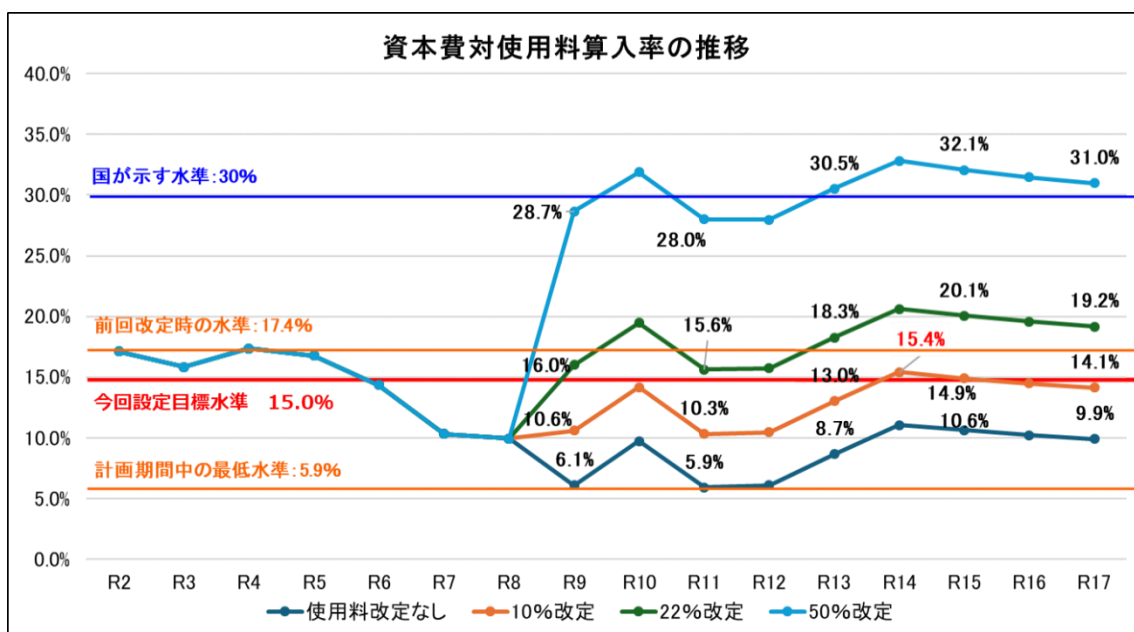
① 使用料改定の設定案

使用料改定に当たって、審議会では主に以下の3つの案を検討しました。

図表 6-6 使用料改定案

改定率	考え方
改定パターン①	国の下水道事業に対する財政措置の考え方に基づき、資本費の30%程度を使用料で回収することが見込める改定率 → 50%
改定パターン②	前回改定の令和4年度水準(17.4%)の資本費を使用料で回収することが見込める改定率 → 22%
改定パターン③	国が示す基準の半分である資本費の15%程度を使用料で回収することが見込める改定率 → 10%

図表 6-7 使用料改定パターンごとの資本費対使用料算入率の推移



② 使用料改定の決定

審議会で検討した結果、資本費のうち使用料で回収する割合(資本費対使用料算入率)は、向こう10年間(R8~R17)の投資・財政試算で想定している維持管理費の増加見込額2億円を基準に、仮に、想定を超えて維持管理費の増加があったとしても、再び基準外繰入金が必要とすることなく安定して下水道事業経営ができる水準として資本費の15%程度を目標とする改定パターン③を採用することとしました。

(3) 使用料体系の検討

① 現行の使用料体系

本市では基本料金と従量料金を区分する二部使用料制を採用し、従量使用料単価は、使用量が多くなるほど単価が高くなる逡増制を採用しています。基本水量は、日常生活上の最低限必要な水量を考慮したもので、現行の使用料体系では、10 m³までの従量使用料単価を0円としているため、その下水道使用料は基本料金と同額の1,408円になります。

また、工場・事業所等のうち、汚水量が750 m³を超える部分を特定排水として設定しています。

図表 6-8 現行の下水道使用料体系

(1か月当たり 税込)

区分	基本料金	超過料金(1 m ³ 当たり)	
一般排水	1,408円	10 m ³ まで(基本水量)	0円
		10 m ³ を超え 30 m ³ まで	156.2円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	167.2円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	179.3円
		100 m ³ を超える分	191.4円
特定排水		10 m ³ を超え 750 m ³ まで	一般排水と同じ
		750 m ³ を超える分	243.1円

② 検討項目

新使用料体系の検討に際しては、実態等を踏まえ、二部使用料制および区分別使用料体系(一般排水、特定排水の区分設定)を維持することとしました。

一方で、基本水量の範囲内では使用量に関わらず、使用料が定額となり、基本水量未満の利用者にとって不公平となること等から、一般家庭の使用料への影響に留意しつつ、基本水量を廃止する案を検討しました。

また、下水道使用料徴収総額に対する基本使用料と従量使用料の収入割合についても、基本使用料を現状の使用料体系と同様に3割に相当する額とするか将来の投資試算および財源試算の結果から算定した固定費に相当する2割に変更するかを検討しました。

従量使用料は、汚水量が多くなるにつれて負担が大きくなる逓増型の使用料体系を採用しています。逓増型は、少量の水を使用する家庭用に配慮したものとなっていますが、大口需要者への負担が大きいため課題です。しかしながら、逓増度や水量区画については、近隣団体と概ね同水準となっていることから、今回の検討には含めないこととなりました。

③ 改定後の使用料体系

審議会で検討した結果、基本水量の廃止や基本使用料の割合を見直す場合、特定の使用者に大きな負担を求めることになってしまうため、現行使用料体系を元にして一律10%改定とすることに決定しました。

図表 6-9 改定後の使用料体系

(1か月当たり 税込)

区分	基本料金	超過料金(1 m ³ 当たり)	
一般排水	1,548 円	10 m ³ まで(基本水量)	0 円
		10 m ³ を超え 30 m ³ まで	171.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	183.9 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	197.2 円
		100 m ³ を超える分	210.5 円
特定排水		10 m ³ を超え 750 m ³ まで	一般排水と同じ
		750 m ³ を超える分	267.4 円

④ 使用料改定の時期

下水道使用料の改定時期は、令和9年4月使用分からとする予定です。

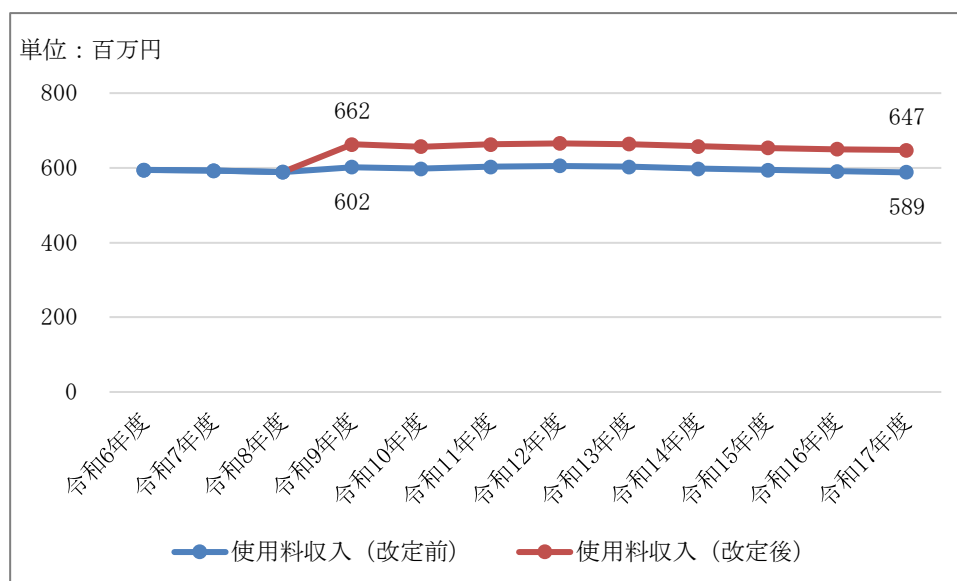
3 使用料改定後の財源試算

(1) 公共下水道事業

① 収入の見通し

使用料改定を行う場合、令和9年度から使用料収入が年間 60 百万円程度増加する見通しです。

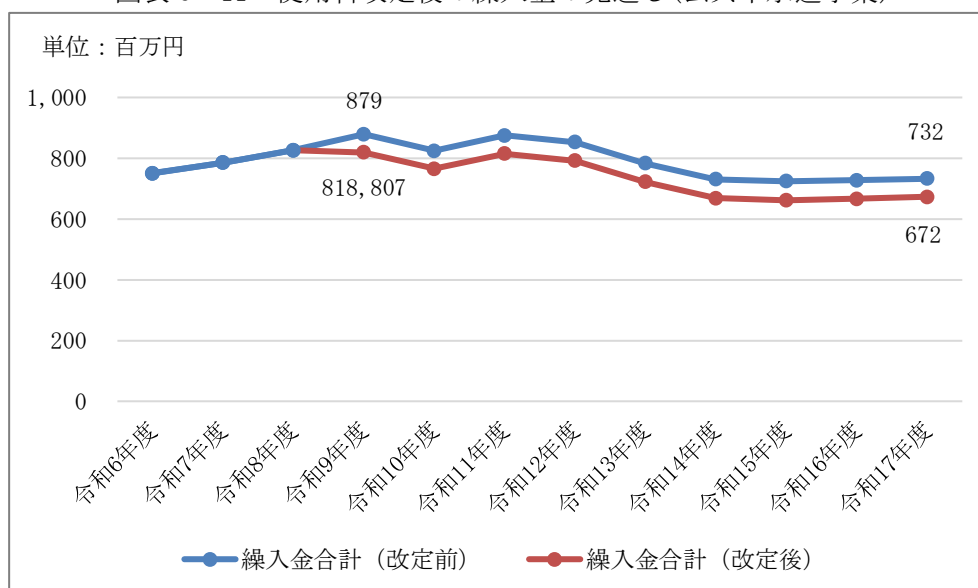
図表 6-10 使用料改定後の使用料収入の見通し(公共下水道事業)



② 繰入金の見通し

使用料改定により、資本費のうち使用料で回収できる金額が増えるため、年間数千万円の基準内繰入金を削減できる見込みです。

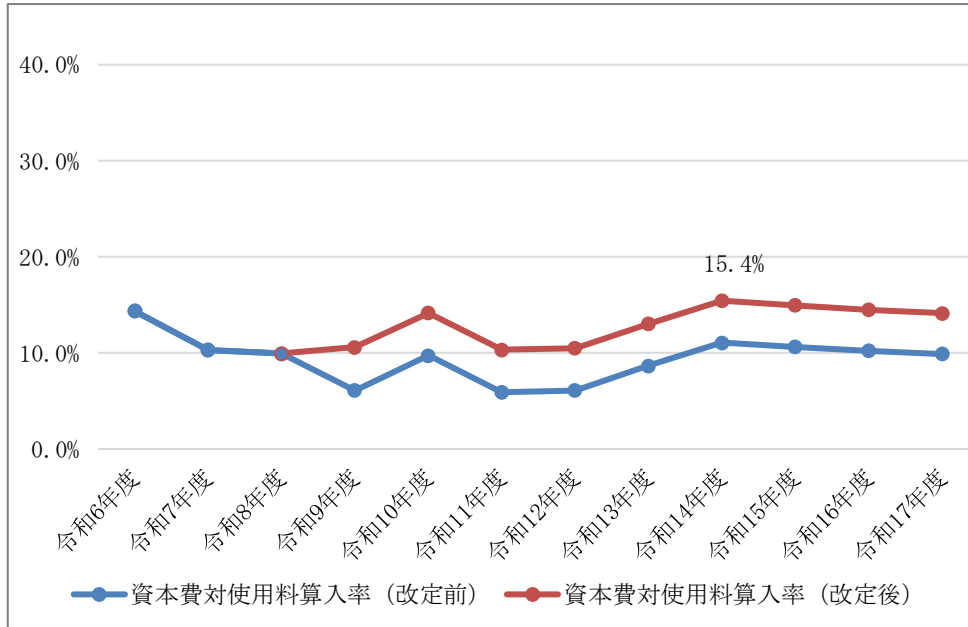
図表 6-11 使用料改定後の繰入金の見通し(公共下水道事業)



③ 資本費対使用料算入率の見通し

使用料改定により、資本費対使用料算入率の目標である15%程度を計画期間中に達成することが見込まれます。

図表 6-12 使用料改定後の資本費対使用料算入率

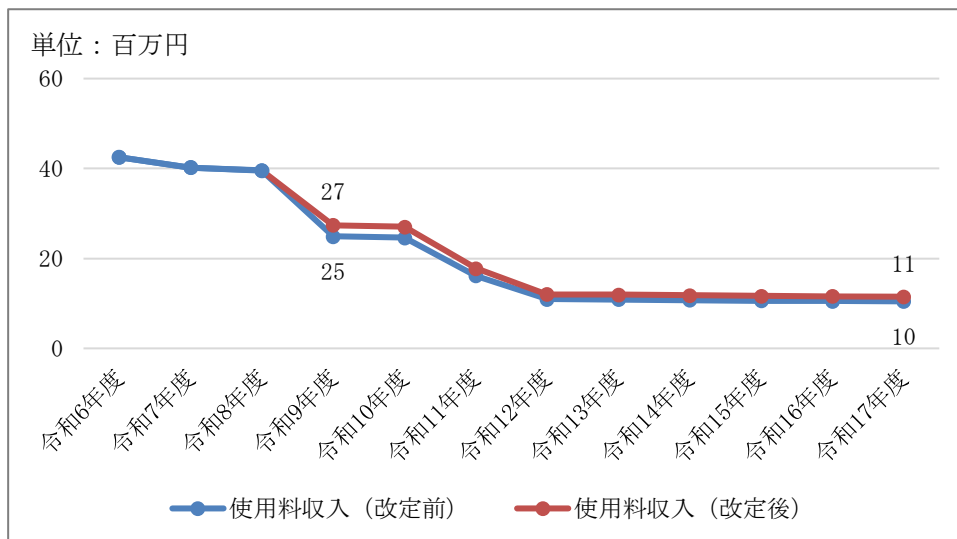


(2) 農業集落排水事業

① 収支の見通し

農業集落排水から公共下水道への接続が進むことで、使用料収入は減少傾向ではありますが、改定前と比較して、使用料収入は約1~2百万円の増収見込みです。

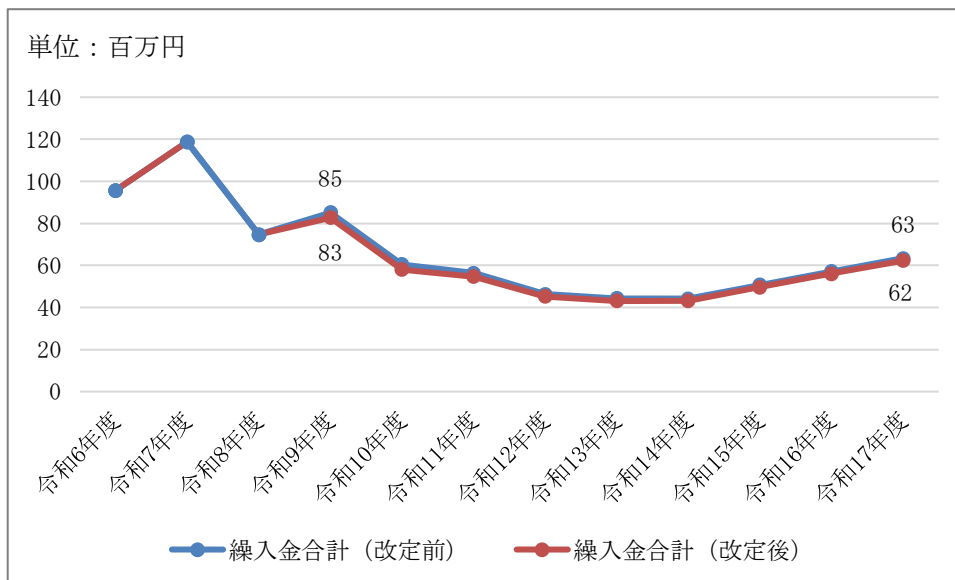
図表 6-13 使用料改定後の使用料収入の見通し(農業集落排水事業)



② 繰入金の見通し

使用料改定により、基準外繰入金も含めて、年間百万円程度の繰入金の削減が見込まれます。

図表 6-14 使用料改定後の繰入金の見通し(農業集落排水事業)



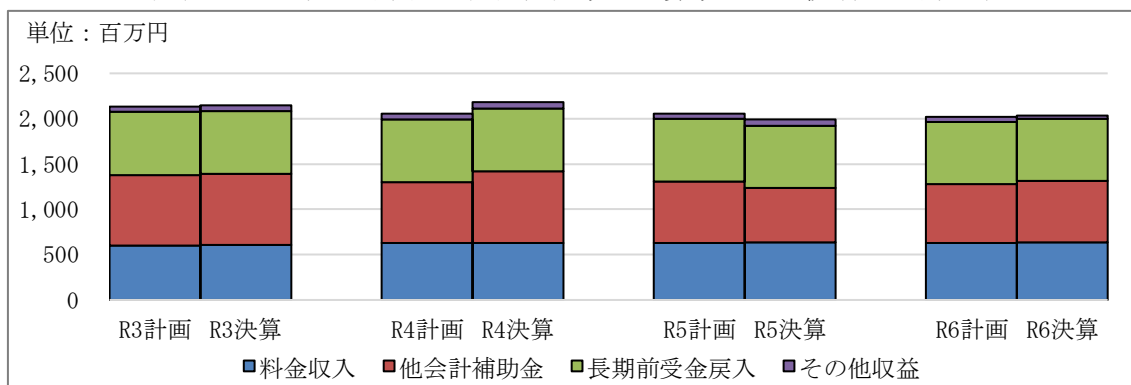
第7章 下水道事業の投資・財政計画

1 前回の投資・財政計画と決算との比較

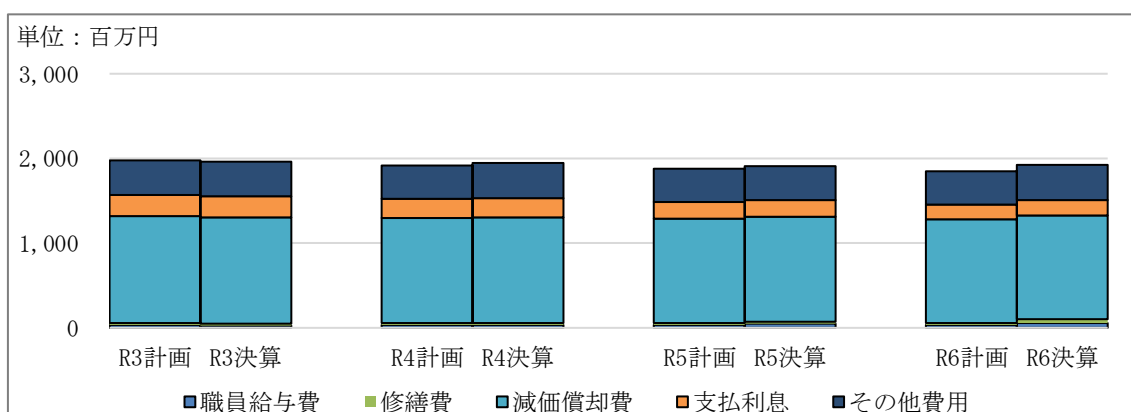
前回策定した経営戦略の投資・財政計画における計画額に対して、決算額がどのように推移しているかについて、下図表で示しています。収益的収支および資本的収支のいずれについても、全体的には計画額と実績額に大きな乖離は生じていませんが、資本的収入では、公共下水道接続後の農業集落排水処理場の改築(令和5年度)や資本費平準化債の制度拡充(令和6年度)により計画額と決算額の変動が大きくなっています。

今回の改定に当たっては、物価上昇の影響等の近年の経営環境の変化を踏まえながら、より精緻な投資・財政計画になるよう見直しをしていきます。

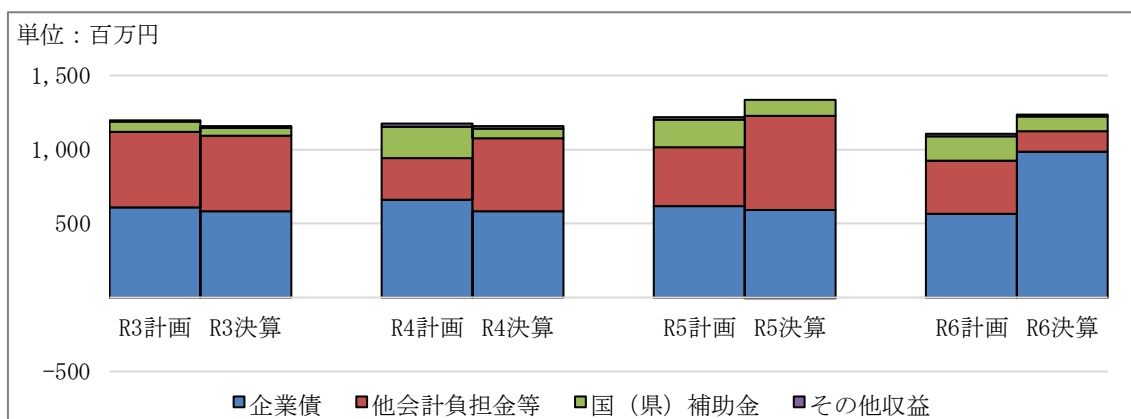
図表 7 - 1 収益的収支の前回計画額と決算額との比較(収益的収入)



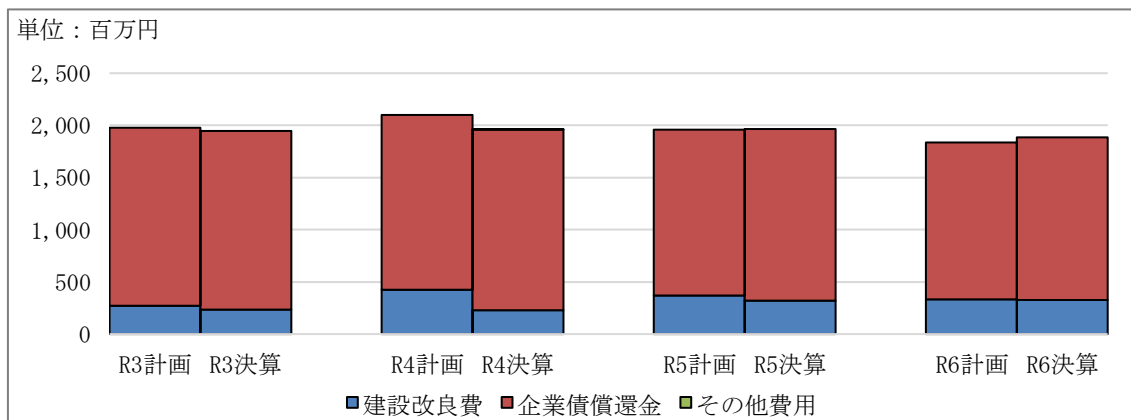
図表 7 - 2 収益的収支の前回計画額と決算額との比較(収益的支出)



図表 7 - 3 資本的収支の前回計画額と決算額との比較(資本的収入)



図表 7 - 4 資本的収支の前回計画額と決算額との比較(資本的支出)



2 投資・財政シミュレーションモデルの作成

使用料改定を反映した投資・財政シミュレーションを実施するに当たり、以下の前提条件を設定し、令和17年度までの投資・財政計画シミュレーションを実施しました。

＜投資・財政計画シミュレーションの前提条件＞

＜公共下水道事業＞

項 目		前提条件		
収益的収支	収入	営業収益	使用料収入＝年間有収水量×使用料単価(直近実績) 年間有収水量：一般排水と特定排水で推計(特定排水は直近実績横引き) ・年間有収水量(一般排水)＝1人1日当たり有収水量(直近実績)×水洗化人口 ・水洗化人口＝行政区域内人口(社人研推計)×普及率(直近実績)×水洗化率 ・水洗化率＝過去の水洗化率の平均増減率で100%になるまで推計。 ※人口については、農集から公共接続となる処理区の人口を公共側に加算、農集側で減算する調整を実施。	
		雨水処理負担金	資本費(減価償却費+利子)相当分	
		受託工事収益	見込まない。	
		その他	過年度の実績等を踏まえて算定。	
	営業外収益	他会計補助金	【基準内】 将来の資本費および投資計画等に基づき推計。 【基準外】 直近実績を踏まえて算定。	
		長期前受金戻入	既存資産+新規投資分(国庫補助) 元金償還繰入の収益化(建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対する一般会計からの繰入割合は、令和6年度実績を踏まえて13.1%で算定。	
		その他	過年度の実績等を踏まえ算定。	
	支出	営業費用	人件費	直近実績に人件費上昇率(1.2%)を加味して推計。 ※人件費上昇率は、滋賀県の行政職の過去3年分の平均給与の増減率を使用。
			流域下水道維持管理負担金	令和8年度から新単価を使用して、一般排水と特定排水の処理水量の予測に基づき推計。
			資産減耗費	過年度の実績等を踏まえ算定。
			減価償却費	既存資産+新規投資分
			その他	過去実績(5年平均)に物価上昇率(2%)を加味して推計。

資本的収支			※物価上昇率は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の成長実現ケースを参考に設定。	
		営業外費用	支払利息	既存分+新規発行 ※新規発行は、建設改良債は5年据置・25年の元利均等償還(利率2.2%)。 資本費平準化債は、3年据置・17年の元金均等償還(利率2.2%)。
			その他	過年度の実績等を踏まえ算定
	特別損益		見込まない。	
	収入	企業債	建設改良債：国庫補助等を控除した残額の80%を起債で充当。 資本費平準化債：発行可能額(制度改正後)を資金が十分に確保できるまで満額発行し、その後は抑制。	
		他会計補助金	【基準内】 将来の償還金および投資計画等に基づき推計。 【基準外】 見込まない。	
		国庫補助金	新規投資のうち、国庫補助充当見込額(計画に基づき推計)。 更新投資のうち、国庫補助充当相当額(過去実績に基づき推計)。	
		工事負担金	見込まない。	
		その他	見込まない。	
		支出	建設改良費	新規投資+更新投資(固定資産台帳に基づき推計)
企業債償還金	既存分+新規発行分(建設改良債、資本費平準化債)			
その他	過年度の実績等を踏まえ算定。			

《農業集落排水事業》

項 目		前提条件		
収益的収支	収入	営業収益	使用料収入＝年間有収水量×使用料単価(直近実績) ・年間有収水量＝1人1日当たり有収水量(直近実績)×水洗化人口 ・水洗化人口＝行政区域内人口(社人研推計)×普及率(直近実績)×水洗化率 ・水洗化率＝過去の水洗化率の平均増減率で100%になるまで推計。 ※人口については、農集から公共接続となる処理区の人口を公共側に加算、農集側で減算する調整を実施。	
		雨水処理負担金	見込まない。	
		受託工事収益	見込まない。	
		その他	過年度の実績等を踏まえ算定。	
	営業外収益	他会計補助金	【基準内】 将来の資本費および投資計画等に基づき推計。 【基準外】 損益補填として算定。	
		長期前受金戻入	既存資産＋新規投資分(国庫補助)	
		その他	過年度の実績等を踏まえ算定。	
	支出	営業費用	人件費	直近実績に人件費上昇率(1.2%)を加味して推計。 ※人件費上昇率は、滋賀県の行政職の過去3年分の平均給与の増減率を使用。
			流域下水道維持管理負担金	見込まない。
			資産減耗費	過年度の実績等を踏まえ算定。
			減価償却費	既存資産＋新規投資分
			その他	直近実績に物価上昇率(2%)を加味して推計。 ※物価上昇率は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」の成長実現ケースを参考に設定。
		営業外費用	支払利息	既存分＋新規発行 ※新規発行は、建設改良債は5年据置・25年の元利均等償還(利率2.2%)。 資本費平準化債は、3年据置・17年の元金均等償還(利率2.2%)。
	その他		過年度の実績等を踏まえ算定。	
特別損益		公共下水道への接続年度に、農業集落排水施設除却費を推計。		

資本的収支	収入	企業債	建設改良債：国庫補助等を控除した残額の80%を起債で充当 資本費平準化債：発行可能額(制度改正後)を資金が十分に確保できるまで満額発行し、その後は抑制。
		他会計出資金	見込まない。
		他会計補助金	【基準内】 高度処理(用地) 【基準外】 見込まない。
		国庫補助金	更新投資のうち、国庫補助充当相当額(過去実績に基づき推計)。
		工事負担金	見込まない。
		その他	見込まない。
	支出	建設改良費	更新投資(固定資産台帳に基づき推計)
		企業債償還金	既存分+新規発行分(建設改良債、資本費平準化債)
		その他	過年度の実績等を踏まえ算定。

3 全事業合算（公共下水道事業・農業集落排水事業合算）

投資・財政計画（収益の収支）

区 分		年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
			（ 決 算 ）	（ 予 算 ）			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		665,971	661,135	673,278	672,139	
		(1) 料 金 収 入	636,868	632,727	628,105	626,987	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	雨 水 処 理 負 担 金	28,632	27,914	44,679	44,658	
		そ の 他	471	494	494	494	
		2. 営 業 外 収 益	1,373,954	1,363,855	1,317,706	1,404,656	
		(1) 補 助 金	687,217	677,783	648,191	733,410	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	他 会 計 補 助 金	678,543	652,582	627,841	698,810	
		そ の 他 補 助 金	8,674	25,201	20,350	34,600	
		(3) そ の 他	2,148	1,043	1,213	1,213	
	収 入 計 (C)		2,039,925	2,024,990	1,990,984	2,076,795	
	支 出	1. 営 業 費 用		1,736,169	1,827,930	1,793,351	1,851,541
			(1) 職 員 給 与 費	59,686	61,305	52,767	53,400
			基 本 給 付 費	31,308	29,394	28,390	28,731
(2) 経 費		退 職 給 付 費	0	0	0	0	
		そ の 他	28,378	31,911	24,377	24,669	
		動 力 費	446,719	532,325	497,693	551,602	
		修 繕 費	17,975	18,455	12,920	7,962	
材 料 費		修 繕 費	39,894	29,091	20,434	18,308	
		材 料 費	1,565	1,091	974	994	
		そ の 他	387,285	483,688	463,365	524,338	
		流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	261,736	266,545	295,558	302,172	
(3) 減 価 償 却 費		そ の 他	125,549	217,143	167,807	222,166	
			1,229,764	1,234,300	1,242,891	1,246,540	
2. 営 業 外 費 用		187,143	183,186	197,633	200,255		
(1) 支 払 利 息		181,430	173,700	190,711	193,333		
	(2) そ の 他	5,713	9,486	6,922	6,922		
支 出 計 (D)		1,923,312	2,011,116	1,990,984	2,051,797		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		116,613	13,875	0	24,998		
特 別 利 益 (F)		3	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		3	0	0	24,998		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	△24,998		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		116,613	13,875	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		294,840	308,715	308,715	308,715		
流 動 資 産 (J)		668,059	650,983	854,824	1,044,077		
	う ち 未 収 金	100,685	96,877	132,227	165,051		
流 動 負 債 (K)		1,881,351	1,776,192	1,635,005	1,613,832		
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,495,597	1,411,854	1,299,538	1,282,813		
	う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0		
	う ち 未 払 金	378,329	356,912	328,042	323,594		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		—	—	—	—		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		665,971	661,135	673,278	672,139		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)		—	—	—	—		

投資・財政計画(資本的収支)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)		
資本的 収 入	資本的 収 入	1. 企 業 債	983,900	1,015,800	1,037,200	1,038,600	
		うち 資本費平準化債	811,000	746,100	836,300	722,100	
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	
		3. 他 会 計 補 助 金	138,767	223,276	228,494	220,692	
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	101,408	98,197	116,486	235,861	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	
		8. 工 事 負 担 金	9,910	7,600	0	0	
	9. そ の 他	0	0	0	0		
	計 (A)	1,233,985	1,344,873	1,382,180	1,495,153		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0		
	純計 (A)-(B) (C)	1,233,985	1,344,873	1,382,180	1,495,153		
	資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	325,399	438,759	341,482	596,292	
うち 職員給与費			7,268	7,808	6,436	6,513	
2. 企 業 債 償 還 金		1,560,583	1,495,597	1,411,854	1,299,538		
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0		
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0		
5. そ の 他		0	0	500	500		
計 (D)	1,885,982	1,934,356	1,753,836	1,896,330			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		651,997	589,483	371,656	401,176		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	545,175	565,036	371,656	389,961		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	100,610	15,211	0	0		
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0		
	4. そ の 他	6,212	9,235	0	11,215		
計 (F)	651,997	589,483	371,656	401,176			
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)		12,479,468	11,999,671	11,625,017	11,364,079		

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決算)	(予算)		
収益的収支分		707,175	680,496	672,520	743,468		
	うち 基準内繰入金	653,065	623,825	656,303	735,206		
	うち 基準外繰入金	54,110	56,671	16,217	8,262		
資本的収支分		138,767	223,276	228,494	220,692		
	うち 基準内繰入金	137,752	223,276	228,494	220,692		
	うち 基準外繰入金	1,015	0	0	0		
合 計		845,942	903,772	901,015	964,160		

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
939,300	816,600	369,000	293,700	526,100	548,000	469,100	406,000
699,300	620,900	244,100	196,300	159,500	186,400	107,500	43,100
0	0	0	0	0	0	0	0
206,902	196,038	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
162,186	97,061	40,336	20,086	257,359	257,359	257,359	257,359
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,308,388	1,109,699	578,883	455,038	910,714	912,740	829,072	763,952
0	0	0	0	0	0	0	0
1,308,388	1,109,699	578,883	455,038	910,714	912,740	829,072	763,952
420,843	306,876	188,129	140,605	696,238	690,727	690,727	692,412
6,592	6,671	6,751	6,832	6,914	6,997	7,081	7,166
1,282,813	1,207,978	1,055,743	966,413	897,482	795,030	728,653	704,245
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
500	500	500	500	500	500	500	500
1,704,156	1,515,354	1,244,372	1,107,518	1,594,220	1,486,257	1,419,880	1,397,157
395,768	405,655	665,489	652,480	683,506	573,517	590,808	633,206
391,604	404,512	664,898	651,896	648,909	543,583	561,383	603,452
57	496	591	585	12,003	935	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,107	647	0	0	22,594	28,999	29,425	29,754
395,768	405,655	665,489	652,480	683,506	573,517	590,808	633,206
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
11,020,565	10,629,187	9,942,445	9,269,731	8,898,349	8,651,319	8,391,766	8,093,521

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
678,243	735,037	729,406	686,006	645,585	664,234	680,055	694,159
669,426	729,637	726,403	682,747	642,084	660,479	676,042	689,878
8,817	5,400	3,003	3,259	3,502	3,755	4,012	4,281
206,902	196,038	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
206,902	196,038	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
0	0	0	0	0	0	0	0
885,146	931,075	898,953	827,259	772,840	771,615	782,667	794,752

4 公共下水道事業

投資・財政計画(収益の収支)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
				(決 算)	(予 算)		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			623,443	620,943	633,735	647,250
		(1) 料 金 収 入		594,363	592,545	588,571	602,109
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0
	(3) そ の 他	雨 水 処 理 負 担 金		29,080	28,398	45,163	45,142
		そ の 他		28,632	27,914	44,679	44,658
		そ の 他		448	484	484	484
		そ の 他		2,042	965	1,135	1,135
	2. 営 業 外 収 益	補 助 金		1,207,098	1,176,589	1,174,075	1,260,695
		他 会 計 補 助 金		591,779	559,724	573,560	648,290
		そ の 他 補 助 金		584,706	534,523	553,210	613,690
		そ の 他 補 助 金		7,073	25,201	20,350	34,600
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	受 入 計 (C)		613,277	615,900	599,380	611,270
		そ の 他		2,042	965	1,135	1,135
そ の 他		2,042	965	1,135	1,135		
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	職 員 給 与 費		1,549,309	1,621,249	1,623,990	1,721,332
		基 本 給 給		52,110	54,093	47,984	50,519
		退 職 給 付 費		27,437	25,731	25,988	27,146
	(2) 経 費	そ の 他		0	0	0	0
		そ の 他		24,673	28,362	21,996	23,373
		動 力 費		382,940	444,856	445,455	520,057
		修 繕 費		6,124	5,909	4,896	5,109
	(3) 減 価 償 却 費	材 料 費		30,114	21,455	12,566	13,257
		そ の 他		1,565	1,091	974	994
		そ の 他		345,137	416,402	427,019	500,697
		流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金		261,736	266,545	295,558	302,172
	2. 営 業 外 費 用	そ の 他		83,401	149,856	131,461	198,525
		減 価 償 却 費		1,114,259	1,122,300	1,130,552	1,150,756
減 価 償 却 費		1,114,259	1,122,300	1,130,552	1,150,756		
(1) 支 払 利 息	支 出 計 (D)		173,523	168,327	183,819	186,613	
	支 払 利 息		170,461	163,700	179,192	181,986	
	そ の 他		3,062	4,627	4,627	4,627	
特 別 損 益	支 出 計 (D)		1,722,832	1,789,576	1,807,810	1,907,945	
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)		1,722,832	1,789,576	1,807,810	1,907,945	
	特 別 利 益 (F)		107,709	7,956	0	0	
	特 別 損 失 (G)		3	0	0	0	
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)		3	0	0	0	
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		3	0	0	0	
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0	
	流 動 資 産 (J)		107,712	7,956	0	0	
	流 動 負 債 (K)		278,316	286,272	286,272	286,272	
	流 動 資 産 (J)		537,598	513,109	717,438	907,181	
	流 動 負 債 (K)		93,082	88,842	124,220	157,073	
	累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		1,713,863	1,628,018	1,518,996	1,509,030	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		1,365,484	1,296,828	1,209,637	1,201,666		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		0	0	0	0		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		341,871	324,682	302,852	300,856		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)		—	—	—	—		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)		—	—	—	—		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		—	—	—	—		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)		623,443	620,943	633,735	647,250		
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)		—	—	—	—		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		—	—	—	—		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規 (P)		—	—	—	—		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)		—	—	—	—		

(単位:千円, %)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
642,308	647,654	649,039	645,969	639,619	634,964	630,325	627,281
597,311	602,800	604,928	602,952	597,698	594,110	590,541	588,598
0	0	0	0	0	0	0	0
44,997	44,855	44,111	43,017	41,921	40,854	39,784	38,684
44,513	44,371	43,627	42,533	41,437	40,370	39,300	38,200
484	484	484	484	484	484	484	484
1,206,335	1,293,663	1,292,956	1,251,551	1,203,542	1,220,371	1,233,716	1,245,200
589,704	669,519	657,603	615,689	567,624	580,830	591,333	600,236
573,204	634,319	639,503	599,189	559,916	573,122	583,626	592,528
16,500	35,200	18,100	16,500	7,708	7,708	7,708	7,708
615,496	623,009	634,218	634,727	634,783	638,406	641,248	643,829
1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135	1,135
1,848,643	1,941,317	1,941,995	1,897,520	1,843,161	1,855,335	1,864,041	1,872,481
1,658,849	1,748,586	1,749,291	1,712,942	1,667,418	1,684,055	1,695,714	1,707,619
51,125	52,742	54,390	55,043	55,704	56,372	57,048	57,733
27,472	28,235	29,012	29,361	29,713	30,070	30,430	30,796
0	0	0	0	0	0	0	0
23,653	24,507	25,378	25,682	25,991	26,302	26,618	26,937
446,685	519,726	499,172	460,206	412,855	413,273	413,744	414,968
5,169	5,321	5,447	5,537	5,599	5,677	5,755	5,851
13,523	16,442	17,737	18,091	18,453	18,822	19,199	19,583
1,014	1,034	1,054	1,076	1,097	1,119	1,141	1,164
426,980	496,929	474,935	435,502	387,705	387,655	387,648	388,370
299,903	302,632	303,690	302,591	300,095	298,312	296,537	295,455
127,077	194,298	171,245	132,911	87,610	89,343	91,111	92,915
1,161,039	1,176,119	1,195,729	1,197,693	1,198,860	1,214,410	1,224,922	1,234,919
189,794	192,731	192,703	184,578	175,743	171,280	168,327	164,862
185,167	188,104	188,076	179,951	171,116	166,653	163,699	160,235
4,627	4,627	4,627	4,627	4,627	4,627	4,627	4,627
1,848,643	1,941,317	1,941,995	1,897,520	1,843,161	1,855,335	1,864,041	1,872,481
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
286,272	286,272	286,272	286,272	286,272	286,272	286,272	286,272
1,100,439	1,283,919	1,206,729	1,144,081	1,093,134	1,170,077	1,242,633	1,285,287
190,534	222,302	208,937	198,090	189,269	202,591	215,154	222,539
1,431,711	1,264,133	1,158,448	1,076,761	946,812	862,183	830,475	762,601
1,139,829	1,005,805	921,282	855,952	752,023	684,340	658,981	604,698
0	0	0	0	0	0	0	0
285,374	251,819	230,658	214,301	188,281	171,335	164,986	151,396
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
642,308	647,654	649,039	645,969	639,619	634,964	630,325	627,281
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

投資・財政計画(資本的収支)

区 分		年 度				
		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (予 算)	令和8年度	令和9年度	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	888,500	921,000	966,500	986,600
		うち 資本費平準化債	715,600	658,900	765,600	670,100
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	136,945	222,595	228,438	220,669
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	101,408	98,197	116,486	235,861
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	9,383	7,300	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	
	計 (A)	1,136,236	1,249,092	1,311,424	1,443,130	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	1,136,236	1,249,092	1,311,424	1,443,130	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	323,338	431,108	341,482	596,292
		うち 職員給与費	7,268	7,808	6,436	6,513
		2. 企 業 債 償 還 金	1,420,549	1,365,484	1,296,828	1,209,637
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	2	2
計 (D)	1,743,887	1,796,592	1,638,312	1,805,931		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		607,651	547,500	326,889	362,800	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	500,982	523,633	326,889	351,585
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	100,457	15,211	0	0
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0
		4. そ の 他	6,212	8,655	0	11,215
計 (F)	607,651	547,500	326,889	362,800		
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		11,719,694	11,275,210	10,944,882	10,721,845	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (予 算)	令和8年度	令和9年度
収益的収支分		613,338	562,437	597,889	658,348
	うち 基準内繰入金	593,142	559,815	595,268	655,726
	うち 基準外繰入金	20,196	2,622	2,622	2,622
資本的収支分		136,945	222,595	228,438	220,669
	うち 基準内繰入金	135,930	222,595	228,438	220,669
	うち 基準外繰入金	1,015	0	0	0
合 計		750,283	785,032	826,327	879,017

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
896,100	782,400	347,000	276,500	429,100	454,200	378,800	319,500
656,100	586,700	222,100	179,100	145,900	176,000	100,600	40,000
0	0	0	0	0	0	0	0
206,890	196,025	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
162,186	97,061	40,336	20,086	124,309	124,309	124,309	124,309
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1,265,176	1,075,486	556,883	437,838	680,663	685,889	605,721	544,401
0	0	0	0	0	0	0	0
1,265,176	1,075,486	556,883	437,838	680,663	685,889	605,721	544,401
420,843	306,876	188,129	140,605	458,897	453,385	453,385	455,070
6,592	6,671	6,751	6,832	6,914	6,997	7,081	7,166
1,201,666	1,139,829	1,005,805	921,282	855,952	752,023	684,340	658,981
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	2	2	2	2	2	2
1,622,511	1,446,707	1,193,936	1,061,889	1,314,850	1,205,411	1,137,727	1,114,053
357,335	371,221	637,053	624,051	634,187	519,521	532,006	569,653
353,228	370,573	637,053	624,051	621,065	500,003	512,062	549,379
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
4,107	647	0	0	13,123	19,518	19,944	20,273
357,335	371,221	637,053	624,051	634,187	519,521	532,006	569,653
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
10,416,279	10,058,851	9,400,045	8,755,263	8,328,411	8,030,588	7,725,048	7,385,567

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
617,717	678,690	683,130	641,723	601,353	613,492	622,926	630,728
615,095	676,068	680,508	639,101	598,731	610,871	620,304	628,106
2,622	2,622	2,622	2,622	2,622	2,622	2,622	2,622
206,890	196,025	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
206,890	196,025	169,547	141,252	127,254	107,381	102,612	100,592
0	0	0	0	0	0	0	0
824,607	874,715	852,677	782,975	728,607	720,873	725,538	731,320

5 農業集落排水事業

投資・財政計画(収益の収支)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
				(決 算)	(予 算)			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			42,528	40,192	39,543	24,889	
		(1) 料 金 収 入		42,505	40,182	39,533	24,879	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0	
	(3) そ の 他			23	10	10	10	
		雨 水 処 理 負 担 金		0	0	0	0	
		そ の 他		23	10	10	10	
	2. 営 業 外 収 益			166,856	187,266	143,631	143,961	
		(1) 補 助 金			95,438	118,059	74,631	85,120
			他 会 計 補 助 金		93,837	118,059	74,631	85,120
			そ の 他 補 助 金		1,601	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		71,312	69,129	68,922	58,763		
	(3) そ の 他		106	78	78	78		
	収 入 計 (C)			209,384	227,458	183,174	168,849	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用			186,860	206,680	169,361	130,209
(1) 職 員 給 与 費					7,576	7,212	4,783	2,881
			基 本 給		3,871	3,663	2,402	1,584
		退 職 給 付 費		0	0	0	0	
そ の 他			3,705	3,549	2,381	1,297		
(2) 経 費				63,779	87,468	52,239	31,545	
		動 力 費		11,851	12,545	8,025	2,854	
		修 繕 費		9,780	7,636	7,868	5,050	
		材 料 費		0	0	0	0	
		そ の 他		42,148	67,286	36,346	23,641	
流域下水道維持管理負担金			0	0	0	0		
そ の 他			42,148	67,286	36,346	23,641		
(3) 減 価 償 却 費			115,505	112,000	112,339	95,783		
2. 営 業 外 費 用			13,620	14,859	13,813	13,642		
(1) 支 払 利 息		10,969	10,000	11,518	11,347			
(2) そ の 他		2,651	4,859	2,295	2,295			
支 出 計 (D)			200,480	221,539	183,174	143,851		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			8,904	5,918	0	24,998		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			3	0	0	24,998		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△3	0	0	△24,998		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			8,901	5,918	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			16,524	22,442	22,442	22,442		
流 動 資 産 (J)			130,461	137,874	137,386	136,896		
うち 未 収 金			7,603	8,035	8,007	7,978		
流 動 負 債 (K)			167,488	148,174	116,009	104,803		
うち 建設改良費分			130,113	115,026	89,901	81,148		
うち 一時借入金			0	0	0	0		
うち 未 払 金			36,458	32,231	25,191	22,738		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			—	—	—	—		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			42,528	40,192	39,543	24,889		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)			—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)			—	—	—	—		

(単位:千円,%)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
24,608	16,143	10,939	10,866	10,734	10,633	10,533	10,463
24,598	16,133	10,929	10,856	10,724	10,623	10,523	10,453
0	0	0	0	0	0	0	0
10	10	10	10	10	10	10	10
0	0	0	0	0	0	0	0
10	10	10	10	10	10	10	10
119,352	109,003	88,692	86,700	86,648	99,206	111,640	123,991
60,526	56,347	46,276	44,284	44,232	50,742	57,128	63,431
60,526	56,347	46,276	44,284	44,232	50,742	57,128	63,431
0	0	0	0	0	0	0	0
58,748	52,578	42,338	42,338	42,338	48,386	54,434	60,482
78	78	78	78	78	78	78	78
143,960	125,147	99,631	97,565	97,382	109,839	122,173	134,454
130,480	108,490	84,533	84,721	84,836	95,779	106,722	117,707
2,916	1,947	955	967	978	990	1,002	1,014
1,603	1,189	765	774	783	793	802	812
0	0	0	0	0	0	0	0
1,312	758	190	193	195	197	200	202
31,805	20,893	14,262	14,439	14,543	14,685	14,829	15,013
2,878	1,253	424	430	433	437	442	448
5,093	3,407	2,354	2,385	2,404	2,429	2,454	2,486
0	0	0	0	0	0	0	0
23,834	16,232	11,484	11,624	11,706	11,819	11,933	12,079
0	0	0	0	0	0	0	0
23,834	16,232	11,484	11,624	11,706	11,819	11,933	12,079
95,759	85,649	69,315	69,315	69,315	80,104	90,892	101,680
13,480	13,277	13,076	12,845	12,546	14,060	15,451	16,747
11,185	10,982	10,781	10,550	10,251	11,765	13,156	14,452
2,295	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295
143,960	121,766	97,609	97,565	97,382	109,839	122,173	134,454
0	3,380	2,022	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	3,380	2,022	0	0	0	0	0
0	△3,380	△2,022	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
22,442	22,442	22,442	22,442	22,442	22,442	22,442	22,442
136,340	135,843	135,252	134,668	122,674	110,744	98,749	86,743
7,946	7,917	7,883	7,849	7,150	6,454	5,755	5,055
88,162	64,847	58,694	54,084	55,975	57,647	58,864	59,902
68,149	49,937	45,131	41,530	43,007	44,313	45,264	46,075
0	0	0	0	0	0	0	0
19,096	13,993	12,646	11,637	12,051	12,417	12,683	12,910
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
24,608	16,143	10,939	10,866	10,734	10,633	10,533	10,463
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

投資・財政計画(資本的収支)

区 分		年 度			
		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (予 算)	令和8年度	令和9年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	95,400	94,800	70,700	52,000
	うち資本費平準化債	95,400	87,200	70,700	52,000
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	1,822	681	57	23
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	527	300	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0
	計 (A)	97,749	95,781	70,757	52,023
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	97,749	95,781	70,757	52,023
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,061	7,651	0
うち職員給与費		0	0	0	0
2. 企 業 債 償 還 金		140,034	130,113	115,026	89,901
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		0	0	0	0
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		0	0	0	0
5. そ の 他		0	0	498	498
計 (D)	142,095	137,764	115,524	90,399	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		44,346	41,983	44,767	38,376
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	44,193	41,403	44,767	38,376
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	153	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	580	0	0
計 (F)	44,346	41,983	44,767	38,376	
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0
企 業 債 残 高 (H)		759,774	724,461	680,135	642,234

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和6年度 (決 算)	令和7年度 (予 算)	令和8年度	令和9年度
収益的収支分		93,837	118,059	74,631	85,120
	うち基準内繰入金	59,923	64,010	61,035	79,480
	うち基準外繰入金	33,914	54,049	13,596	5,640
資本的収支分		1,822	681	57	23
	うち基準内繰入金	1,822	681	57	23
	うち基準外繰入金	0	0	0	0
合 計		95,659	118,740	74,688	85,143

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
43,200	34,200	22,000	17,200	97,000	93,800	90,300	86,500
43,200	34,200	22,000	17,200	13,600	10,400	6,900	3,100
0	0	0	0	0	0	0	0
13	13	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	133,051	133,051	133,051	133,051
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
43,213	34,213	22,000	17,200	230,051	226,851	223,351	219,551
0	0	0	0	0	0	0	0
43,213	34,213	22,000	17,200	230,051	226,851	223,351	219,551
0	0	0	0	237,342	237,342	237,342	237,342
0	0	0	0	0	0	0	0
81,148	68,149	49,937	45,131	41,530	43,007	44,313	45,264
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
498	498	498	498	498	498	498	498
81,646	68,647	50,435	45,629	279,370	280,847	282,153	283,104
38,433	34,435	28,435	28,429	49,319	53,996	58,802	63,553
38,376	33,939	27,845	27,845	27,845	43,580	49,321	54,072
57	496	591	585	12,003	935	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	9,471	9,481	9,481	9,481
38,433	34,435	28,435	28,429	49,319	53,996	58,802	63,553
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
604,286	570,337	542,400	514,468	569,938	620,731	666,718	707,954

(単位:千円)

令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
60,526	56,347	46,276	44,284	44,232	50,742	57,128	63,431
54,331	53,569	45,895	43,647	43,352	49,609	55,738	61,772
6,196	2,778	381	637	880	1,133	1,390	1,659
13	13	0	0	0	0	0	0
13	13	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
60,539	56,360	46,276	44,284	44,232	50,742	57,128	63,431

6 原価計算表

原価計算表は、原価算定期間内における現行の使用料水準が適切なものであるかを示すものであり、次ページからの図表は令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間を原価算定期間として試算したものです。「支出の部」に記載している数値は使用料対象経費といい、本来は資産維持費を考慮します。しかしながら、現行の繰入金の算定方法では、資産維持費を考慮して使用料が増収となる水準を設定したとしても、その増収分と同等の繰入金が減額されてしまう結果になります。そのため、現時点においては、使用料対象経費の中に資産維持費を見込まない方針としています。

原価計算表における使用料対象経費に占める使用料の割合 $((X)/(Y + (Z))*100)$ は、本来100%以上になることが使用料収入の水準として求められるところですが、本市の公共下水道事業(公共下水道+特定環境保全公共下水道)では、使用料対象経費の一部を使用料収入以外のその他の収入で賄っているため、100%をやや下回る水準でも使用料としては、支障はありません。一方、農業集落排水事業では、使用料対象経費に対する使用料の水準は80%程度に留まっていますが、本市では、居住する地域によって使用者の負担に差異が生じることは好ましくないとの政策的な判断から、使用料ではなく、基準外繰入金により使用料対象経費を賄うこととしています(第2章2(6)②参照)。

図表 7 - 5 原価計算表(全事業合算)

原価計算表

供用開始年月日 (公共下水道)平成7年度
(特定環境保全公共下水道)平成3年度
(農業集落排水)平成2年度

処理区域内人口 37,119
計算期間 自令和8年度至令和12年度
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			使用料対象収支 (A) - (B)
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	
使 用 料 (X)	千円 636,868	千円 622,358	千円	千円 622,358
そ の 他	29,103	44,863		44,863
合 計	665,971	667,222	0	667,222

支出の部

項 目	金 額			使用料対象収支 (A) - (B)	
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)		
職 員 給 与 費	千円 59,686	千円 54,049	千円	千円 54,049	
経 費	動 力 費	17,975	8,275	8,275	
	委 託 費	98,242	157,968	6,120	151,848
	修 繕 費	39,894	19,459		19,459
	材 料 費	1,565	1,014		1,014
	流域下水道管理運営負担金	261,736	300,791		300,791
	資 産 減 耗 費	0	1,811		1,811
	そ の 他 営 業 費 用	27,307	27,049		27,049
	そ の 他 営 業 外 費 用	5,713	6,922		6,922
そ の 他	3	6,080	6,080	0	
減 価 償 却 費	1,229,764	1,254,608	1,254,608	0	
支 払 利 息	181,430	195,668	109,531	86,136	
小 計	1,923,315	2,033,694	1,376,340	657,355	
合 計 (Y)	1,923,315	2,033,694	1,376,340	657,355	

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	657,355

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 94.7%

図表 7 - 6 原価計算表(公共下水道事業)

原価計算表

供用開始年月日 (公共下水道)平成7年度
 (特定環境保全公共下水道)平成3年度
 処理区域内人口 34,103
 計算期間 自令和8年度至令和12年度
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 594,363	千円 599,144	千円	千円 599,144
そ の 他	29,080	44,853		44,853
合 計	623,443	643,997	0	643,997

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)-(B)
職 員 給 与 費	千円 52,110	千円 51,352	千円	千円 51,352
経 費	動 力 費	6,124	5,188	5,188
	委 託 費	59,558	138,287	138,287
	修 繕 費	30,114	14,705	14,705
	材 料 費	1,565	1,014	1,014
	流域下水道管理運営負担金	261,736	300,791	300,791
	資 産 減 耗 費	0	944	944
	そ の 他 営 業 費 用	23,843	25,290	25,290
	そ の 他 営 業 外 費 用	3,062	4,627	4,627
そ の 他	0	0	0	0
減 価 償 却 費	1,114,259	1,162,839	1,162,839	0
支 払 利 息	170,461	184,505	98,369	86,136
小 計	1,722,832	1,889,542	1,261,208	628,334
合 計 (Y)	1,722,832	1,889,542	1,261,208	628,334

資 産 維 持 費 (Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	628,334

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 95.4\%$

図表 7 - 7 原価計算表(農業集落排水事業)

原価計算表

供用開始年月日 (農業集落排水)平成2年度

処理区域内人口 3,016

計算期間 自令和8年度至令和12年度
(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円 42,505	千円 23,214	千円	千円 23,214
そ の 他	23	10		10
合 計	42,528	23,224	0	23,224

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
職 員 給 与 費	千円 7,576	千円 2,697	千円	千円 2,697
経 費	動 力 費	11,851	3,087	3,087
	委 託 費	38,684	19,681	6,120
	修 繕 費	9,780	4,755	
	材 料 費	0	0	
	流域下水道管理運営負担金	0	0	
	資 産 減 耗 費	0	868	
	そ の 他 営 業 費 用	3,464	1,759	
	そ の 他 営 業 外 費 用	2,651	2,295	
そ の 他	3	6,080	6,080	0
減 価 償 却 費	115,505	91,769	91,769	0
支 払 利 息	10,969	11,163	11,163	0
小 計	200,483	144,152	115,132	29,020
合 計 (Y)	200,483	144,152	115,132	29,020

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	29,020

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 80.0\%$

第8章 経営戦略の事後検証、更新

1 前回の経営戦略目標と実績の比較

前回の経営戦略の進捗状況を把握するために、目標値に設定した各指標と実績値とを比較しました。

公共下水道事業では、繰入金対使用料割合は令和元年度の120.9%から改善しているものの、目標値には未達となっています。前回の目標設定時には、基準外繰入金への依存を課題として、繰入金を削減していくために本指標を目標としていました。基準外繰入金は令和8年度の目標値を概ね達成しましたが、汚水処理に係る公共的な経費に対して国が定める基準に基づき負担するという性質を持つ基準内繰入金が一定必要とするため、令和8年度の目標達成は困難です。なお、資本費平準化債の制度拡充(第5章2 Topic 参照)により、基準外繰入金は大きく削減できる見込みとなっていることから、今後は資本費対使用料算入率(第5章5 Topic 参照)を新しい目標として設定します。

一方、水洗化率は令和6年度末時点で既に目標値を達成しています。

農業集落排水事業では、企業債残高が令和元年度の11.7億円から減少しており、目標値に向けて順調に減少しています。

《公共下水道事業》

○ 繰入金対使用料割合

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
基準内繰入金(千円) A	606,515	628,316	595,678	632,453	530,417	593,142		499,094	356,078
基準外繰入金(千円) B	60,594	72,441	97,678	82,061	48,176	20,196		20,457	0
実繰入額(千円) C=A+B	667,109	700,757	693,356	714,514	578,593	613,338		519,551	356,078
使用料収入(千円) D	551,921	551,867	563,083	585,228	594,518	594,363		576,502	599,598
繰入金対使用料割合 E=C÷D	120.9%	127.0%	123.1%	122.1%	97.3%	103.2%		90.1%	59.4%

○ 水洗化率

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
現在水洗便所設置済人口 A	32,827	32,939	32,563	32,700	32,524	32,244			
現在処理区域内人口 B	34,958	34,835	34,523	34,426	34,103	33,801			
水洗化率 C=A÷B	93.9%	94.6%	94.3%	95.0%	95.4%	95.4%		95.0%	95.0%

《農業集落排水事業》

○ 企業債残高

	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (実績)	令和8年度 (目標)	令和13年度 (目標)
企業債残高	11.7億円	10.7億円	9.8億円	8.9億円	8.0億円	7.6億円		7.7億円	6.9億円

2 新たな経営戦略目標の設定

《下水道事業全体》

指 標	令和6年度 (実績)	令和13年度 (目標)	令和17年度 (目標)	算 式
資金残高	2.6億円	9.9億円	11.0億円	—

《公共下水道事業》

指 標	令和6年度 (実績)	令和13年度 (目標)	令和17年度 (目標)	算 式
経費回収率	98.4%	97.3%	98.6%	使用料収入÷汚水処理費
経常収支比率	106.3%	100.0%	100.0%	経常収益÷経常費用
資本費対 使用料算入率	14.4%	13.0%	14.1%	資本費に充てた使用料÷資本費

	R6 (実績)	R13 (目標)	R17 (目標)
使用料収入 (千円) A	594,363	663,247	647,457
汚水処理費 (公費負担除く) (千円) B	603,926	681,366	656,784
経費回収率 C=A÷B	98.4%	97.3%	98.6%

	R6 (実績)	R13 (目標)	R17 (目標)
経常収益 (千円) A	1,830,544	1,897,520	1,872,481
経常費用 (千円) B	1,722,832	1,897,520	1,872,481
経常収支比率 C=A÷B	106.3%	100.0%	100.0%

	R6 (実績)	R13 (目標)	R17 (目標)
資本費 (千円) A	1,284,720	1,378,588	1,396,097
使用料収入 (千円) B	594,363	663,247	647,457
公費負担等控除後維持管理費 (千円) C	409,996	483,555	450,070
資本費対使用料算入率 D=(B-C)÷A	14.4%	13.0%	14.1%

《農業集落排水事業》

指 標	令和6年度 (実績)	令和13年度 (目標)	令和17年度 (目標)	算 式
経費回収率	61.9%	99.3%	94.2%	使用料収入÷汚水処理費
経常収支比率	104.4%	100.0%	100.0%	経常収益÷経常費用

	R6 (実績)	R13 (目標)	R17 (目標)
使用料収入 (千円) A	42,505	11,941	11,498
汚水処理費 (公費負担除く) (千円) B	68,632	12,029	12,200
経費回収率 C=A÷B	61.9%	99.3%	94.2%

	R6 (実績)	R13 (目標)	R17 (目標)
経常収益 (千円) A	209,384	97,565	134,454
経常費用 (千円) B	200,480	97,565	134,454
経常収支比率 C=A÷B	104.4%	100.0%	100.0%

3 経営戦略の推進の点検・進捗管理の方法

経営戦略に基づき計画的に事業運営をしていくため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離およびその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクル(計画策定「Plan」-実施「Do」-検証「Check」-見直し「Action」)を継続し、目標の達成状況や見直した経営戦略を市民の皆様に公表します。

図表 8 - 1 PDCA サイクルのイメージ



4 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水企第34号)において、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組みおよび実施予定時期を経営戦略に明記することが求められていることから、経費回収率向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率向上に向け、経営戦略の見直しに併せて使用料の在り方を検討していきます。また、広域化・共同化や民間活力の活用等を検討・推進し、経費削減に努めていきます。そして、これらの取組みの成果を測る業績目標として、「経常収支比率100%および経費回収率の現状維持」を業績目標と定めます。なお、現行の繰入金の算定方法では、使用料の改定によって収入が増加したとしても、繰入金が増加してしまうことで、経費回収率の上昇に寄与しないため、経費回収率は現状維持を目標としています。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
経営戦略計画期間	→										
経営戦略改定	◎					◎					◎
経営戦略見直し作業				→						→	
使用料の在り方の検討	→	使用料改定	→								
広域化・共同化の検討、推進	→										
民間活力の活用の検討、推進	→										

第9章 用語集

用語	説明
あ	
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1 m ³ 当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。 (算式) 汚水処理費用(公費負担分を除く) ÷ 有収水量
か	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合。企業債残高の規模を表す指標。 (算式) (企業債現在高合計－一般会計負担額) ÷ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) × 100
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。
基準外繰入金対使用料割合	使用料収入に対する基準外繰入金の割合。一般会計からの繰入金のうち、基準外繰入金にどの程度依存しているかを表す指標。 (算式) 基準外繰入金 ÷ 使用料収入 × 100
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
繰入金(繰出金)	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰入金対使用料割合	使用料収入に対する繰入金の割合。一般会計からの繰入金にどの程度依存しているかを表す指標。 (算式) 繰入金 ÷ 使用料収入 × 100
経常収支比率	料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賅われているかを示す指標。 (算式) 経常収益 ÷ 経常費用 × 100
経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賅うことが原則。 (算式) 使用料収入 ÷ 汚水処理費用(公費負担分を除く) × 100
さ	
資本費対使用料算入率	使用料がどれだけ資本費に充当されているかを示す指標。 (算式) 使用料収入のうち資本費に充当された部分 ÷ 資本費
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良および建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
使用料単価	1m ³ 当たりの平均的な使用料の単価。 (算式) 有収水量 ÷ 使用料収入
水洗化率	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合。 (算式) 水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

た	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
は	
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。
普及率	行政区域内人口のうち、下水道を利用できる人口の割合。 (算式) 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
や	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。
有形固定資産対減価償却比率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるか、資産の老朽化度合を示す指標。 (算式) 有形固定資産減価償却累計額 ÷ 有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 × 100
ら	
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。 (算式) 流動資産 ÷ 流動負債 × 100